

最近の関税政策・税関行政について

平成29年3月
財務省大臣官房審議官
藤城眞



目次

1. 世界の貿易をめぐる状況について p 3
2. 貿易統計について p 28
3. 関税法改正について p 33
4. 税関をめぐる状況について p 50

1. 世界の貿易をめぐる状況について

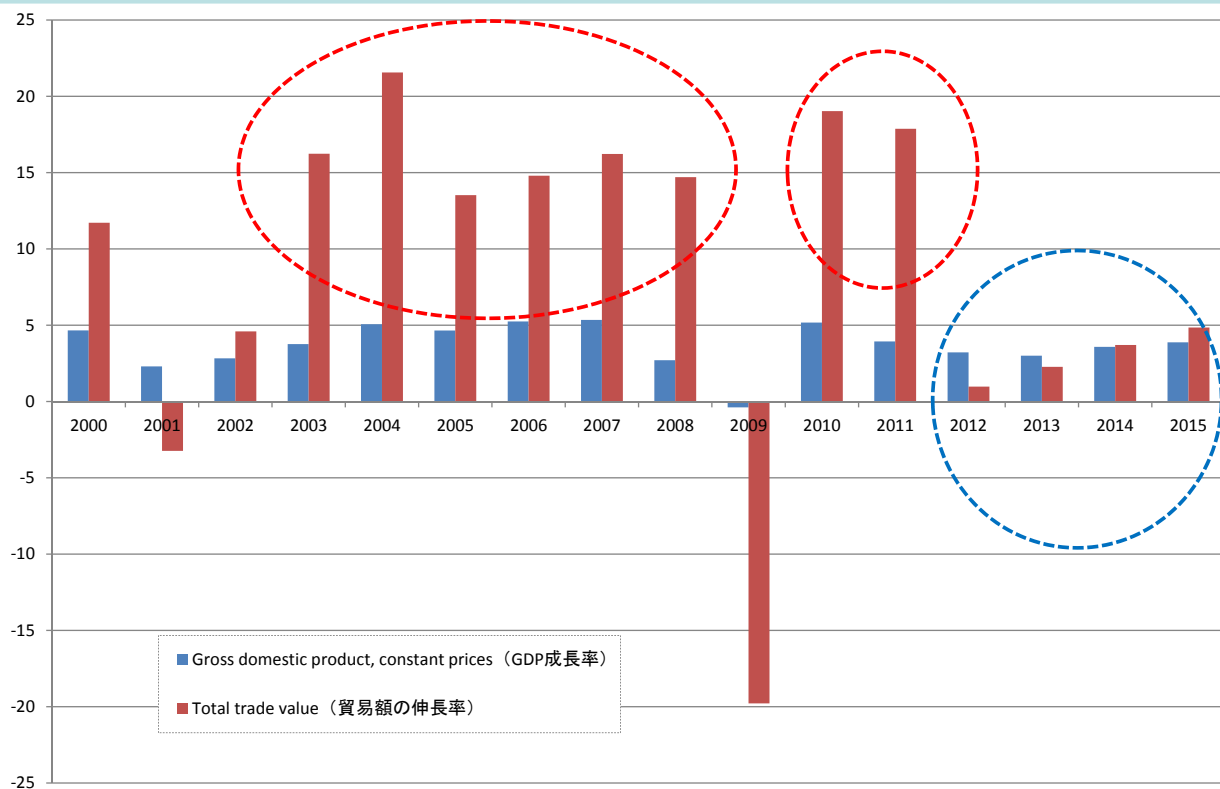
2. 貿易統計について

3. 関税法改正について

4. 税関をめぐる状況について

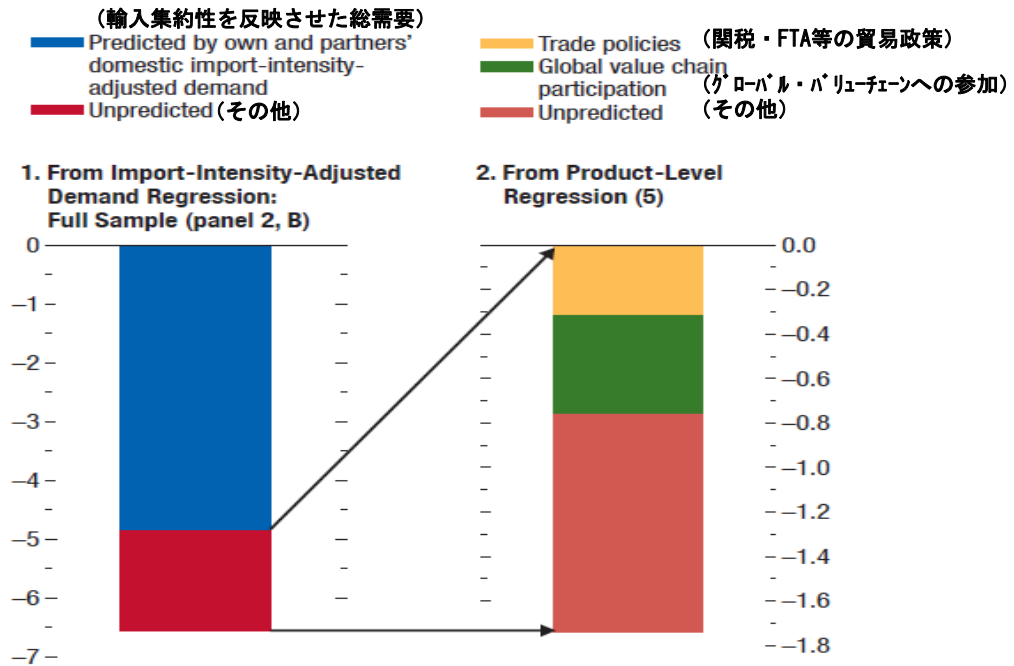
世界GDPと世界貿易額の伸長率①

● 貿易額の伸長率がGDPの伸長率を大きく上回っていたが、その傾向は近年縮小。



世界GDPと世界貿易額の伸長率②

- IMFの試算によれば、2012年以降の国際貿易額の伸びの減速の約4分の3は総需要の減少に基づくと言える。しかし、貿易コストの逡増も大きな要因。貿易自由化措置の勢いの弱体化、グローバル・バリューチェーンの後退といった要因も無視できない。

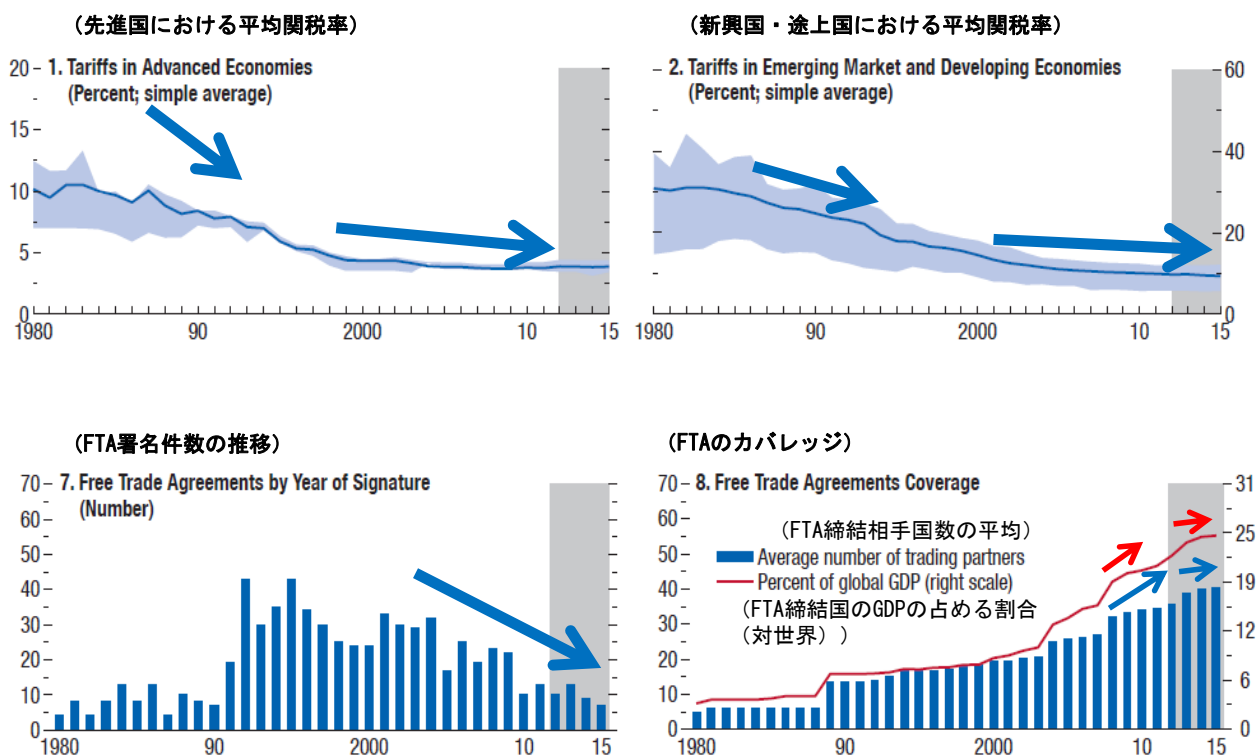


(出典)IMF “IMF World economic outlook(2016.10)” Figure2.13
 (注)縦軸は2003-07年と2012-2015年の貿易伸長率の差。

5

世界GDPと世界貿易額の伸長率③

- 関税の削減ペースやFTAのカバー率の伸びは減速。

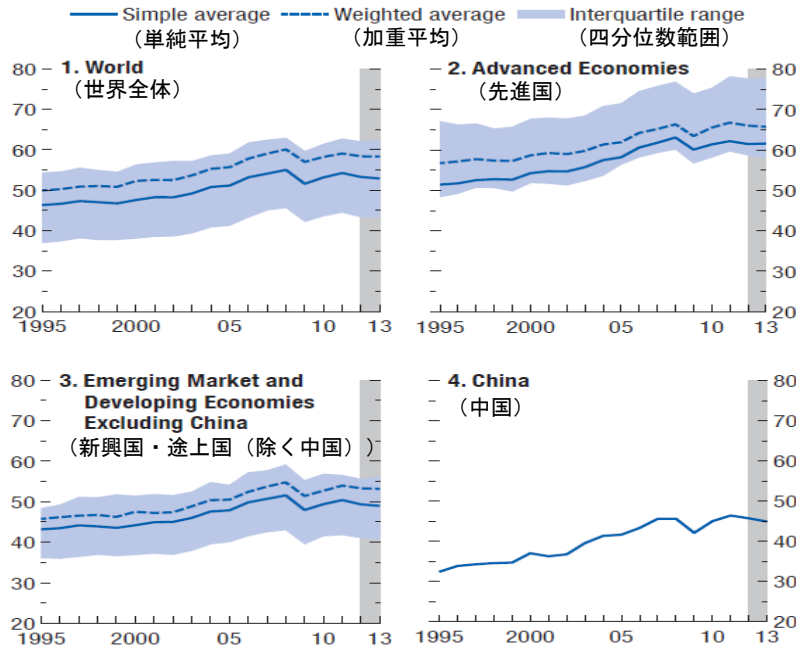


(出典)IMF “IMF World economic outlook(2016.10)” Figure2.10。図中の矢印は当方。

6

世界GDPと世界貿易額の伸長率④

- ▶ グローバル・バリューチェーンの構築は、リーマンショック以降低調。
- ▶ 特に中国では、技術力の向上に伴い、高度な部材の国内製造が可能となったため、製造から組み立てまで中国国内で一貫して行うことが可能に。



(出典)IMF “IMF World economic outlook(2016.10)” Figure2.12

(注)縦軸は輸出額に占める、グローバルバリューチェーンの対象となっている財の割合(輸出先国においても輸出品となるものの割合と、海外から輸入されて自国で加工後輸出するものの割合の合計。)

7

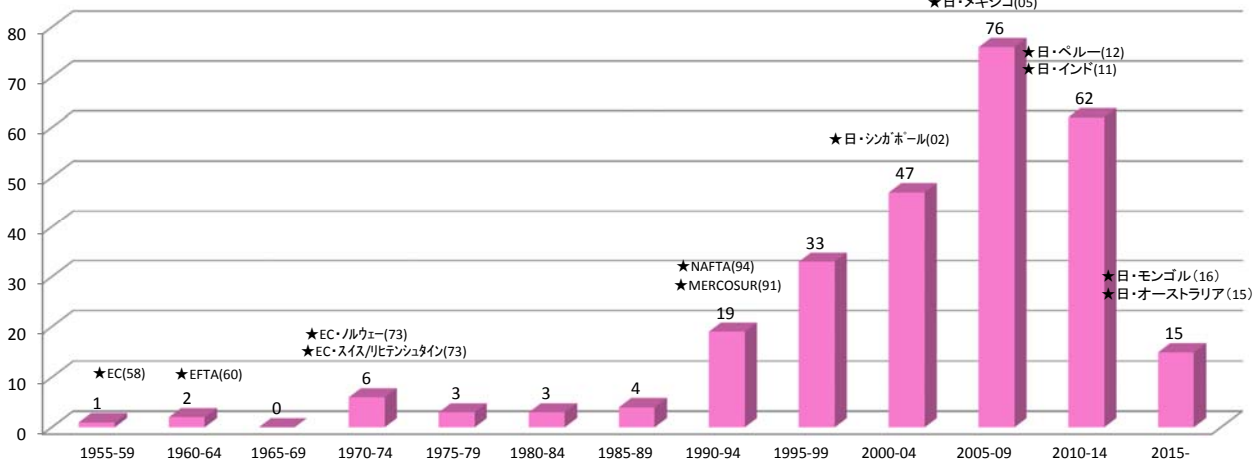
(参考)世界の自由貿易協定の発効数

○ WTOによる多国間交渉が複雑化している現状において、二国間、地域間等による自由貿易協定の発効数が増加。

○ 2016年6月には、我が国で15番目となる日・モンゴルEPAが発効。

※ 2017年1月末時点(WTO通報ベース): 合計271

- ★日・ベトナム(09)
- ★日・スイス(09)
- ★日・ASEAN(08)
- ★日・フィリピン(08)
- ★日・ブルネイ(08)
- ★日・インドネシア(08)
- ★日・チリ(07)
- ★日・タイ(07)
- ★日・マレーシア(06)
- ★日・メキシコ(05)



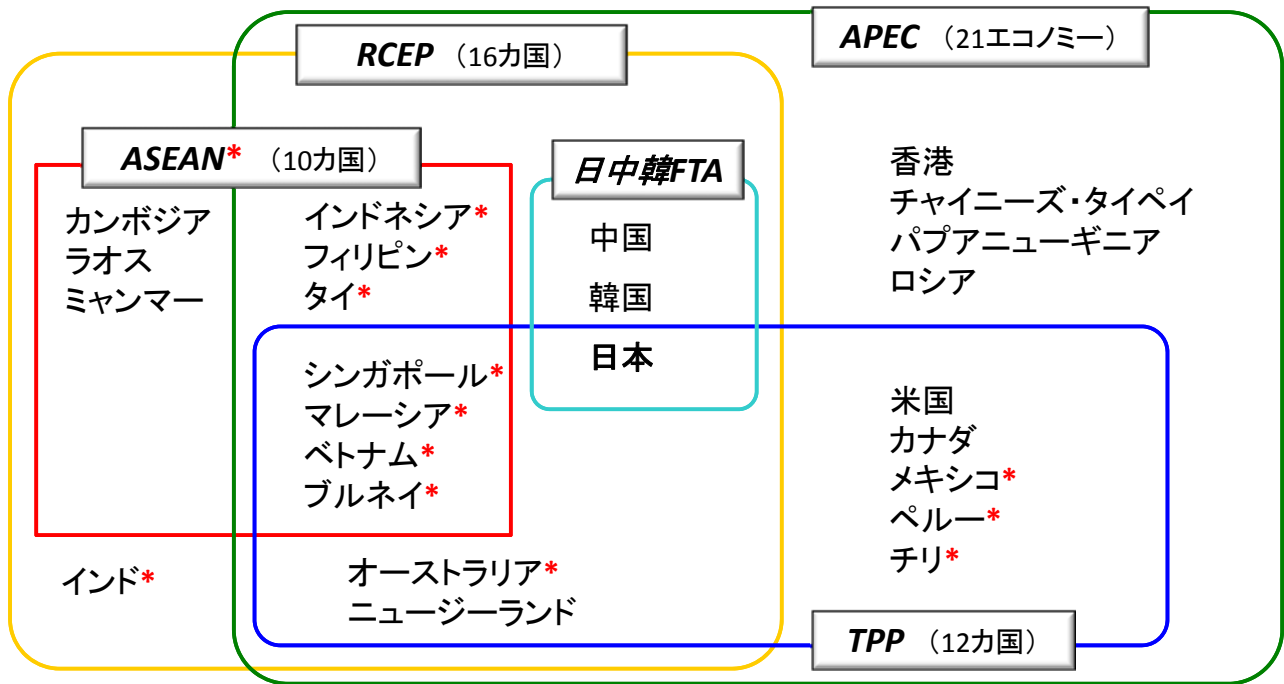
(注1)件数はGATT/WTOへの通報に基づき、発効順に整理したもの。ただし重複して通報されている既存の貿易協定及びEU加盟国間に存在した協定への加盟協定は除く。

(注2)個別の協定については、代表的なものを例示。()内は発効年次。

(出所)WTOホームページ(RTA Database)

8

アジア太平洋地域における広域経済連携の進捗



※ RCEP: 東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership)
 ASEAN: 東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations)
 APEC: アジア太平洋経済協力 (Asia Pacific Economic Cooperation)
 TPP: 環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership)
 FTA: 自由貿易協定 (Free Trade Agreement)

(注) * は日本とEPAを結んでいる国

9

第34回国際通貨金融委員会(IMFC)コミュニケ(抄文・仮訳)

(2016年10月8日 於:米国・ワシントンD.C.)

世界経済

- 世界経済の回復はゆっくりと、かつ、ばらつきのある形で続いており、成長は新興国がその大半を占める形で、来年わずかながら上向くと予想される。経済のパフォーマンスと強靭性は一部の国で回復し、金融市場の短期のリスクはおおむね減少した。それでも、世界の需要の緩やかな成長及び残る需給ギャップ、**世界貿易**、投資、及び生産性の**減速**、並びに上昇する地政学的不確実性及び中期的な金融上のリスクを背景に、見通しは依然として低調である。長引く低成長は、根底にある構造的な弱さを顕在化させ、潜在成長と包摂性に対する見通しを更に低下させるリスクをはらんでいる。先進国経済における生産性の伸びの低下や残る危機の遺産、一部の大きな新興市場経済において現在進行中の調整と脆弱性から来る課題、及び一次産品価格の低下が輸出国に与える影響は、引き続き見通しを押し下げる。全体として、長年続く逆風は残る一方で、不確実性と下方リスクは高い水準にある。
- 世界経済は、グローバル化と技術の変革から非常に大きな恩恵を受けてきた。しかし、今後の見通しは、保護主義を含む内向き志向の政策や改革の停滞によってますます脅かされている。**我々は、取り残された人々が持つ懸念に対処するために政策を設計、実行し、すべての人に、グローバル化と技術の変革による恩恵を享受する機会が与えられるよう確保することにコミットする。

(後略)

10

日米首脳会談（2月10-11日）

概要（日米経済関係）

両首脳は、幅広い分野を含む日米の経済関係を更に高め、協力をしていくことにより、双方にとって利益のある関係を構築していくことができるのかについて、率直かつ建設的な議論を行った。

安倍総理からは、日本企業による米国における投資や雇用の実績など、日米経済関係の現状についての考えも説明し、両首脳は、**日米経済関係の重要性について認識を共有**した。また、両首脳は、今後、日米経済関係を更に大きく飛躍させ、日米両国、アジア太平洋地域、ひいては世界の力強い経済成長をリードしていくために対話と協力を更に深めていくことで一致し、**麻生副総理とペンス副大統領の下で経済対話を立ち上げることを決定**した。

アジア太平洋地域の平和と繁栄の礎である日米同盟は、防衛・安保のみならず、経済によっても支えられており、「**摩擦**」という言葉に象徴された**日米経済関係は遠い過去であることを確認**した。この文脈で、安倍総理からトランプ大統領に対して、日本企業は現地生産を通じて米国に多くの雇用・投資を生み、米国の良き企業市民として米国と常に共に歩み、摩擦を乗り越えてきたことについても伝えた。これに対して**トランプ大統領からは、日本企業による米国への投資への評価・歓迎の意が表され、両首脳は、ウィンウィンの関係を作っていくことで一致**した。

また、安倍総理から、数年間に及ぶ困難な交渉を経て結実したTPP協定は最先端の貿易・投資ルールであり、21世紀のスタンダードとなるとの考えを踏まえつつ、同協定の経済的・戦略的意義について説明し、**両首脳は、日米両国は戦後一貫して自由貿易を堅固に支持し、率先して推進し、そして現在の繁栄を実現してきたとの認識で一致**した。

両首脳は、活力ある日米経済関係は、日米両国、アジア太平洋地域、ひいては世界経済の力強い成長の原動力かつ雇用創出の源泉であり、この両国の経済関係を更なる高みに発展させることで一致した。その上で、**麻生副総理とペンス副大統領の下での経済対話においては、経済政策、インフラ投資やエネルギー分野での協力、貿易・投資ルールの3つを柱とすることで一致**した。

麻生副総理兼財務大臣とペンス米国副大統領との会談（2月10日）

▶ 麻生副総理

「ペンス副大統領と共に、日米同盟を一層強化するとともに、日米経済関係を更に深化・発展させ、アジア太平洋地域の力強い成長と繁栄の実現に向けて力を合わせて取り組んでいきたい」

▶ ペンス副大統領

「日本は最も緊密な同盟国であり、経済、安全保障、文化等の諸側面で結びつきを深めていきたい」

「貿易・投資面での高い水準のルールを支持しており、双方が成長していくための環境条件を整えていくことが重要である」

11

日米首脳会談共同声明（2月10日）

「日米経済関係」抜粋

日本及び米国は、世界のGDPの30パーセントを占め、力強い世界経済の維持、金融の安定性の確保及び雇用機会の増大という利益を共有する。これらの利益を促進するために、総理及び大統領は、**国内及び世界の経済需要を強化するために相互補完的な財政、金融及び構造政策という3本の矢のアプローチを用いていく**とのコミットメントを再確認した。

両首脳は、各々の経済が直面する機会及び課題、また、両国、アジア太平洋地域及び世界における包摂的成長及び繁栄を促進する必要性について議論した。両首脳は、**自由で公正な貿易のルールに基づいて、日米両国間及び地域における経済関係を強化することに引き続き完全にコミット**していることを強調した。これは、アジア太平洋地域における、貿易及び投資に関する高い基準の設定、市場障壁の削減、また、経済及び雇用の成長の機会の拡大を含むものである。

日本及び米国は、**両国間の貿易・投資関係双方の深化と、アジア太平洋地域における貿易、経済成長及び高い基準の促進に向けた両国の継続的努力の重要性を再確認**した。この目的のため、また、米国が環太平洋パートナーシップ(TPP)から離脱した点に留意し、両首脳は、これらの共有された目的を達成するための最善の方法を探索することを誓約した。これには、日米間で二国間の枠組みに關して議論を行うこと、また、日本が既存のイニシアティブを基礎として地域レベルの進展を引き続き推進することを含む。

さらに、両首脳は、**日本及び米国の相互の経済的利益を促進する様々な分野にわたる協力を探索**していくことにつき関心を表明した。

両首脳は、**上記及びその他の課題を議論するための経済対話に両国が従事**することを決定した。また、両首脳は、地域及び国際場裏における協力を継続する意図も再確認した。

その他(概要)

【政治・安全保障分野】

両首脳は、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増す中で、同地域における平和、繁栄及び自由の礎である日米同盟の取組を一層強化する強い決意を確認した。特に今回、①拡大抑止へのコミットメントへの具体的な言及や、②日米安全保障条約第5条の尖閣諸島への適用、そして③普天間飛行場の辺野古移設が唯一の解決策であることを文書で確認した。

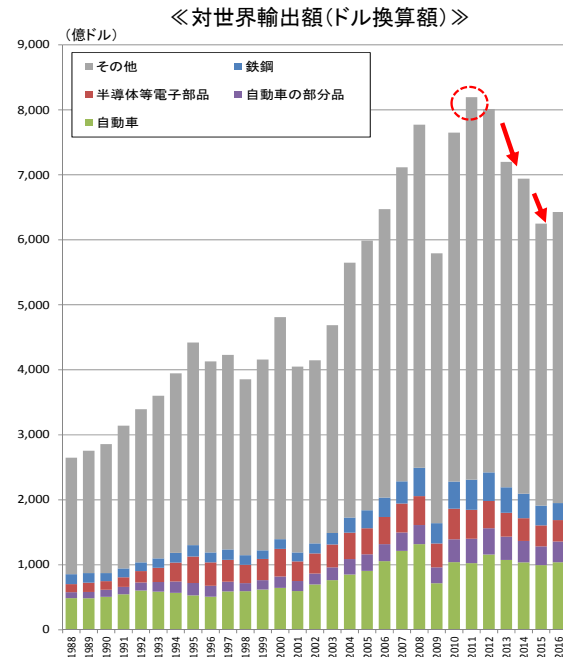
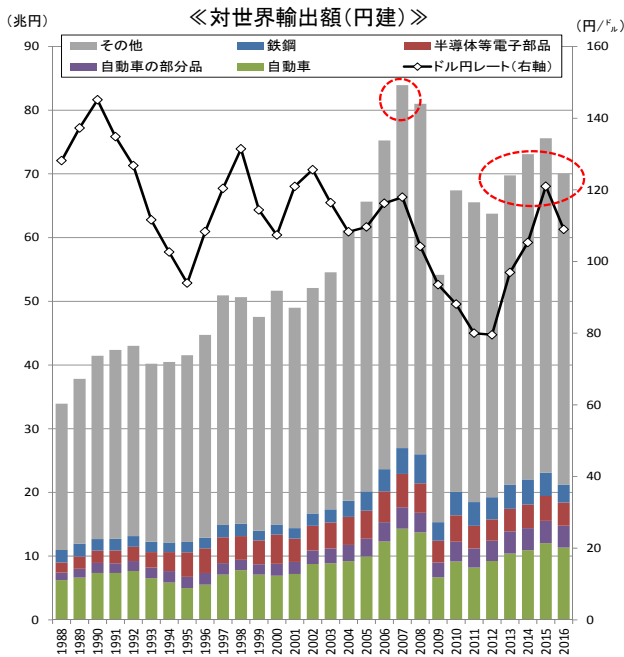
【トランプ大統領・ペンス副大統領の訪日】

安倍総理大臣はトランプ大統領に対して本年中に日本を公式訪問するよう招待し、また、ペンス副大統領の早期の東京訪問を歓迎した。トランプ大統領は、これらの招待を受け入れた。

12

1. (1) 対世界輸出額(円建、ドル換算額)の推移

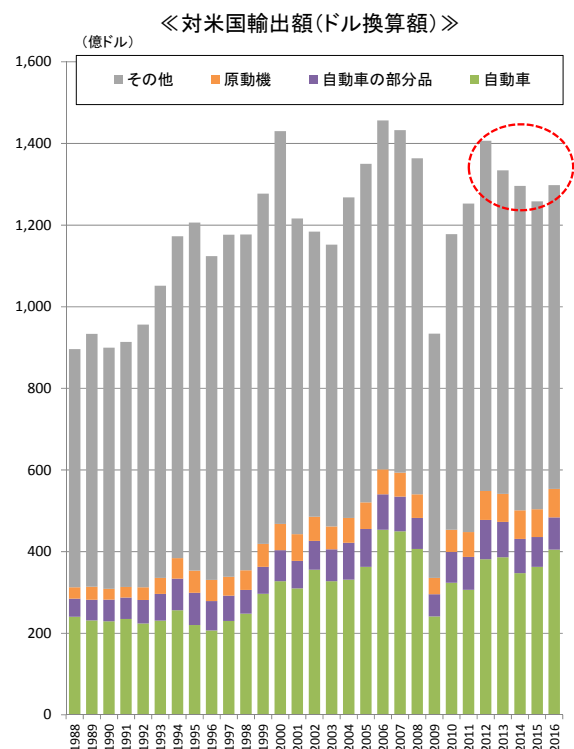
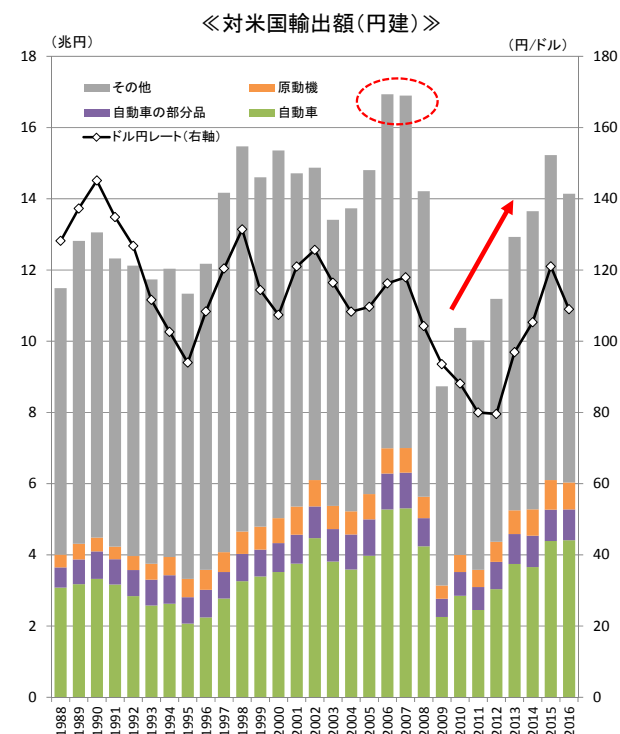
- ▶ 対世界の輸出額(円建)では、2000年代前半まで40～50兆円程度で推移した後、2007年の83.9兆円をピークに、足もとでは70兆円台で推移。
- ▶ 対世界の輸出額(ドル換算額)では、2011年(8,196億ドル)をピークに減少傾向で、足もとでは6,000億ドル台で推移。
- ▶ 2013年及び2015年においては、鉄鋼のほか、一般機械(主に金属加工機械、原動機)や電気機器(主に電子部品等)を中心に減少。



※以下の資料中、輸出入額等のドル換算額については、円建の値を当該年の年平均ドル円レートを用いて、機械的に算出したもの。
 (出典)財務省貿易統計(輸出入額、差引額)、
 Bloomberg(年平均ドル円レート(1979年から1985年まで)、税関長公示レート(同(1986年以降))

1. (2) 対米国輸出額(円建、ドル換算額)の推移

- ▶ 対米国の輸出額は、1990～2000年代半ばまで14～16兆円で推移していたが、2009年に大きく減少し8.7兆円となった。それ以降は、増加傾向を続け2016年は14.1兆円となっている。
- ▶ 対米国の輸出額(ドル換算額)では、円建と同様、2009年に落ち込んだ(934億ドル)後に増加が続いたものの、2012年に1400億ドルとなった後は1,200億ドルで推移している。



(出典)財務省貿易統計(輸出入額)

1. (3) 対米国の輸出額上位品目の変遷(円建、ドル換算額)

- 対米国の主要輸出品目を長期的にみると、自動車、自動車部分品、原動機(自動車用、航空機用等)のほか、電子部品が中心。2016年では、自動車、同部分品、原動機で約4割を占めている。
- 2000年代半ばまでは、電算機類、映像機器も主要な輸出品目となっていた。
- 2010年代以降では、建設用・鉱山用機械の構成比が高く、不動産・資源開発向け等に需要があったと考えられる。

≪対米国輸出品目の上位5品目の推移≫

(金額単位: 上段: 億円、下段: 億ドル、括弧内は構成比(%))

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2016年
輸出額	155,827 654	130,566 900	113,330 1,206	153,559 1,430	148,055 1,350	103,740 1,178	141,431 1,298
①	自動車 45,740 192 (29.4)	自動車 33,264 229 (25.5)	自動車 20,663 220 (18.2)	自動車 35,161 328 (22.9)	自動車 39,765 363 (26.9)	自動車 28,512 324 (27.5)	自動車 44,115 405 (31.2)
②	テープレコーダー 11,564 49 (7.4)	電算機類 8,340 57 (6.4)	半導体等電子部品 9,555 102 (8.4)	科学光学機器 8,701 81 (5.7)	自動車部分品 10,192 93 (6.9)	自動車部分品 6,653 76 (6.4)	自動車部分品 8,632 79 (6.1)
③	事務用機器 9,793 41 (6.3)	自動車部分品 7,718 53 (5.9)	電算機類 7,502 80 (6.6)	自動車部分品 8,152 76 (5.3)	原動機 7,113 65 (4.8)	原動機 4,797 54 (4.6)	原動機 7,593 70 (5.4)
④	科学光学機器 6,900 29 (4.4)	科学光学機器 6,034 42 (4.6)	自動車部分品 7,433 79 (6.6)	半導体等電子部品 8,043 75 (5.2)	映像機器 6,208 57 (4.2)	電算機類部分品 3,369 38 (3.2)	建設用・鉱山用機械 3,149 29 (2.2)
⑤	鉄鋼 6,728 28 (4.3)	映像機器 5,971 41 (4.6)	科学光学機器 6,041 64 (5.3)	原動機 6,952 65 (4.5)	電算機類部分品 4,843 44 (3.3)	科学光学機器 2,716 31 (2.6)	電気計測機器 3,077 28 (2.2)
≪参考≫ ドル円レート	238.33	145.11	93.97	107.36	109.64	88.09	108.95

≪参考≫ 自動車部分品は6位(3.8%) 原動機は8位(2.9%) 原動機は7位(4.5%)
原動機は11位(1.8%)

(出典) 財務省貿易統計(報道発表資料)を基に作成 15

1. (4) 対米国の自動車及び自動車部分品輸出の推移(円建、ドル換算額)

- 対米国の自動車の輸出については、台数では1980年代半ばをピークに足もとでは150万~170万台で推移している。1台当たりの単価では、円建、ドル建ともに上昇傾向にある。
- 自動車部分品の輸出についても、数量では減少傾向にあるものの、1トン当たりの単価は、上昇傾向にある。

			1985	1990	1995	2000	2005	2010	2016
自動車	金額	億円 億ドル	45,740 191.9	33,264 229.2	20,663 219.9	35,161 327.5	39,765 362.7	28,512 323.7	44,115 404.9
	数量	万台	345.5	236.7	137.8	187.9	192.5	157.2	175.0
	単価	万円/台 百ドル/台	132.4 55.6	140.5 96.9	149.9 159.5	187.1 174.3	206.5 188.4	181.4 205.9	252.0 231.3
(参考)日本自動車 メーカー生産台数	米国(万台)		30	130	222	248	338	265	(385)
	日本(万台)		1,227	1,349	1,020	1,014	1,080	963	(928)
自動車 部分品	金額	億円 億ドル	5,864 24.6	7,718 53.2	7,433 79.1	8,152 75.9	10,192 93.0	6,653 75.5	8,632 79.2
	数量	トン	-	-	-	746,397	832,913	570,798	587,507
	単価	万円/トン 百ドル/トン	-	-	-	109.2 101.7	122.4 111.6	116.6 132.3	146.9 134.9

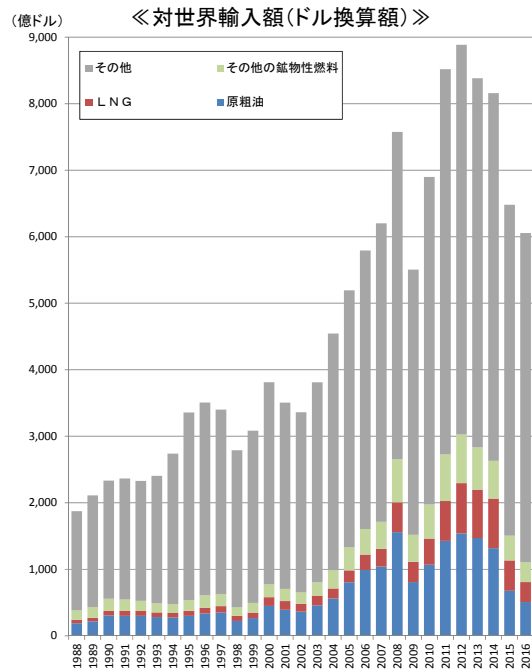
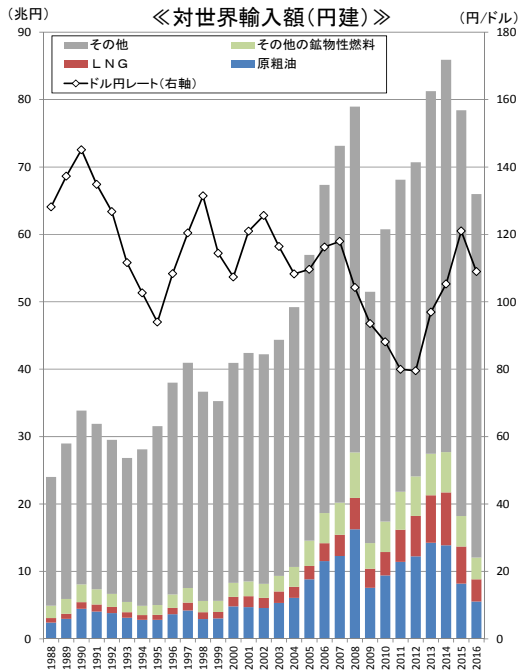
≪参考≫ 自動車輸出台数の過去最高は1986年の373.5万台

※単価(輸出通関単価)は、輸出額(円建、ドル換算額)を数量で除して算出
 ※自動車部品の数量は1998年以降計上
 ※自動車生産の2016年は未公表の為2015年の数値

(出典) 財務省貿易統計(報道発表資料)、自動車工業会HPを基に作成 16

2. (1) 対世界輸入額(円建、ドル換算額)の推移

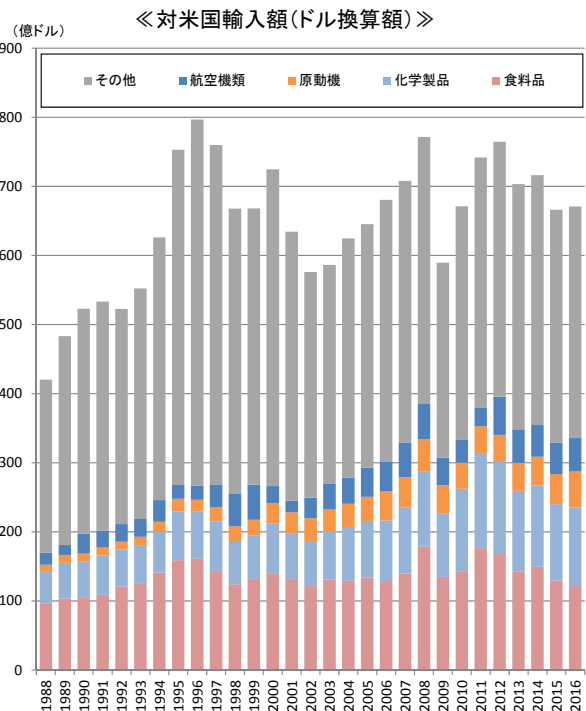
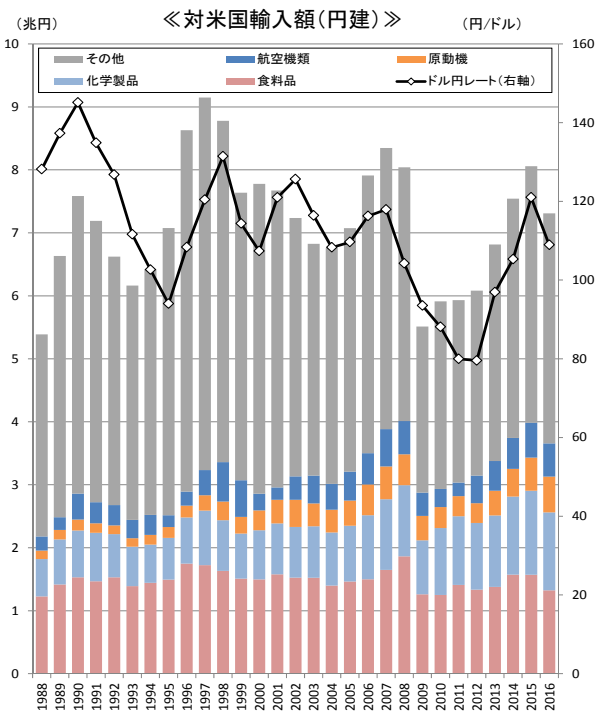
- ▶ 対世界の輸入額は、原油やLNGといった鉱物性燃料を中心に増加傾向で推移。2009年に大きく落ち込んだものの、2014年まで増加が続いた。2014年後半からの原油価格下落を背景に、鉱物性燃料の輸入額が減少し、2015年以降は輸入額全体で減少となった。
- ▶ 対世界の輸入額(ドル換算額)は、2012年にピークの8,900億ドル程度となった。その後、円建と同様、原油価格下落を背景に、2015年以降は減少となったが、円建と比べて落ち込みは大きくなっている(ドル換算額:前年比▲20.6%、円建:同▲8.7%)。



(出典)財務省貿易統計(輸入額)

2. (2) 対米国輸入額(円建、ドル換算額)の推移

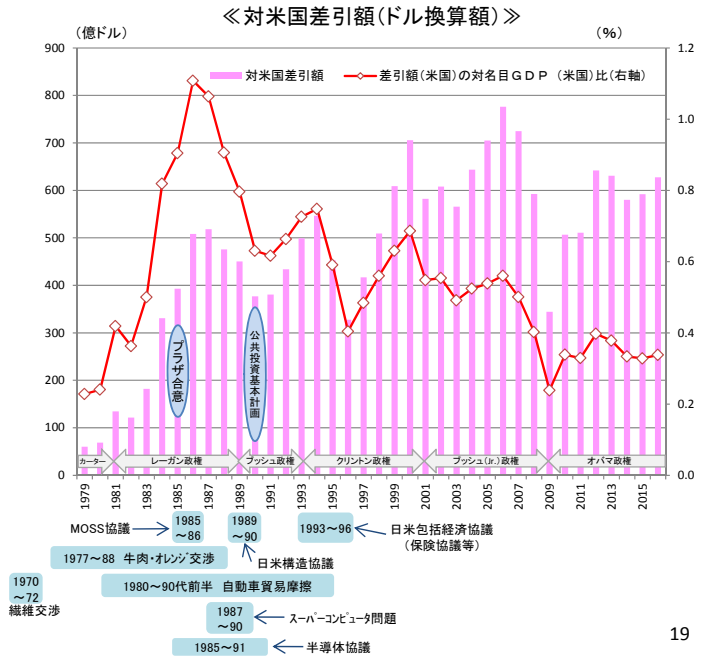
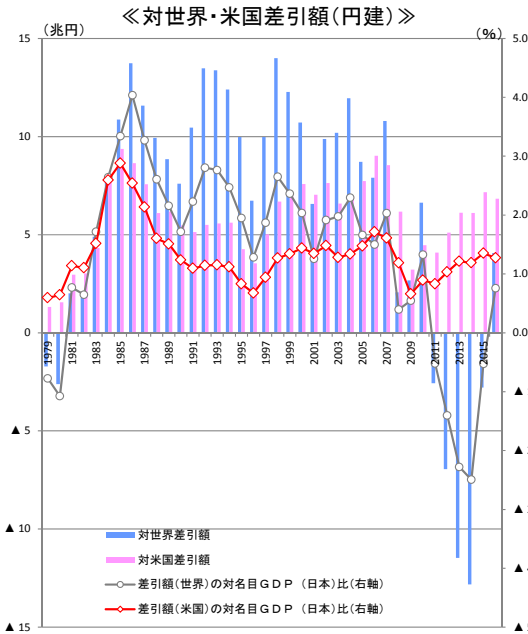
- ▶ 対米国の輸入額は、1990年代後半と2000年代半ばに増加。2009～2012年は5兆円台程度に減少した後、2013年以降は増加傾向となったが2016年では減少した。
- ▶ 対米国の輸入額(ドル換算額)では、円建と同様、1990年代後半と2000年代半ばに増加した後2009年に減少。2012年まで増加が続いたものの、2013年以降は減少傾向で推移している。



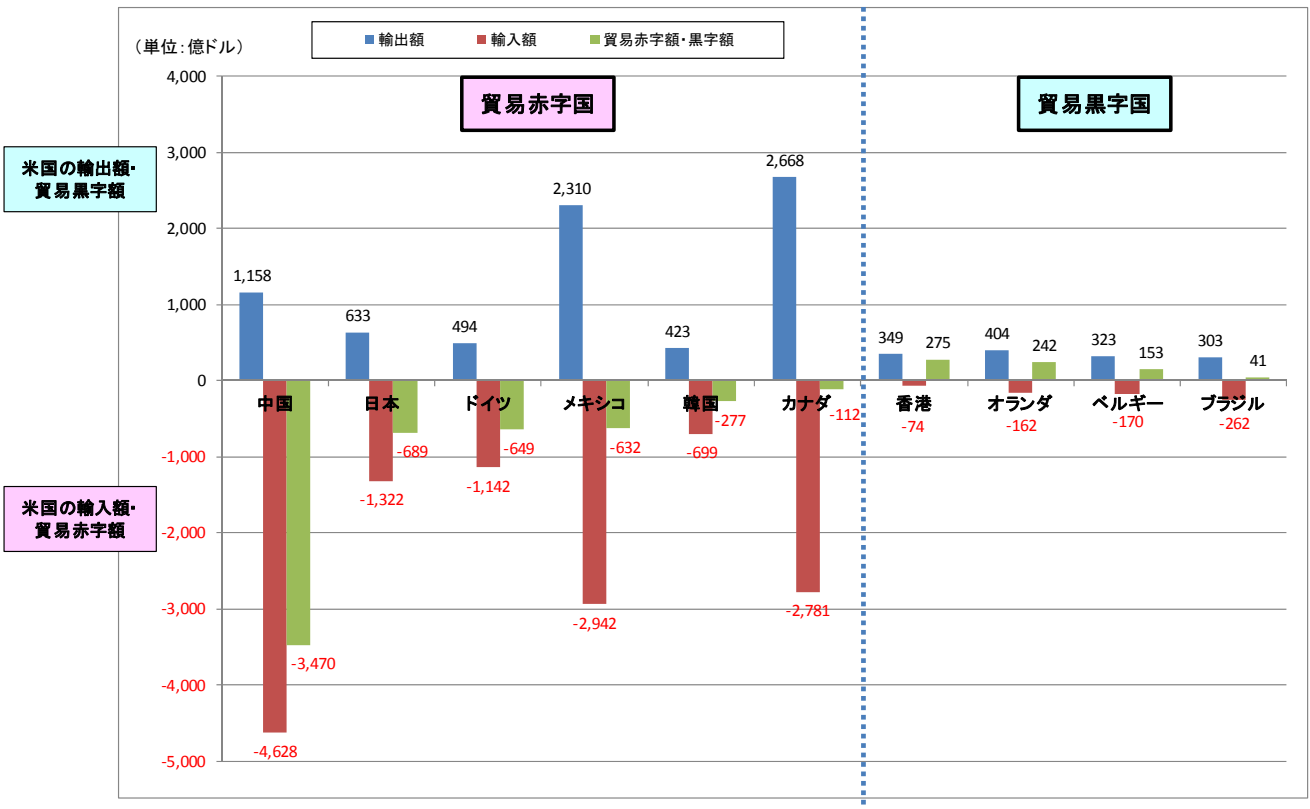
(出典)財務省貿易統計(輸入額)

3. 輸出入額の差引額(対世界(円建)、対米国(円建、ドル換算額))と差引額が名目GDPに占める割合

- 対世界の差引額は概ね黒字基調で推移。1998年に14兆円と最大の黒字額となった。2011～15年は赤字となったものの2016年は黒字に転化。日本の名目GDPに占める割合は、1986年の4.0%をピークに低下傾向にある。90年代は概ね2%台で推移したものの、00年代は1%台となり、2011年以降は差引額の赤字化に伴いマイナスとなっている。
- 対米国の差引額は黒字を長年継続。過去最大の黒字額は1985年の9.4兆円、次いで2006年の9.0兆円。日本の名目GDPに占める割合は、1980年代半ばに2%台後半まで伸びたが、それ以降は低下し概ね1%台で推移している。
- 対米国輸出入額の差引額(ドル換算額)では、2006年に776億ドルと最大の黒字額となり、その後も概ね500～600億ドルの水準で推移している。一方、同差引額の米国名目GDPに占める割合では、1980年代半ばに0.9～1.1%まで伸びているが、その後は低下傾向にあり、(ドル換算で最大の黒字となった)2006年は0.6%、足もとでは0.3%程度で推移している。



米国の主な貿易赤字国・黒字国(2016年)



対米国 主な輸出入品目(2016年)

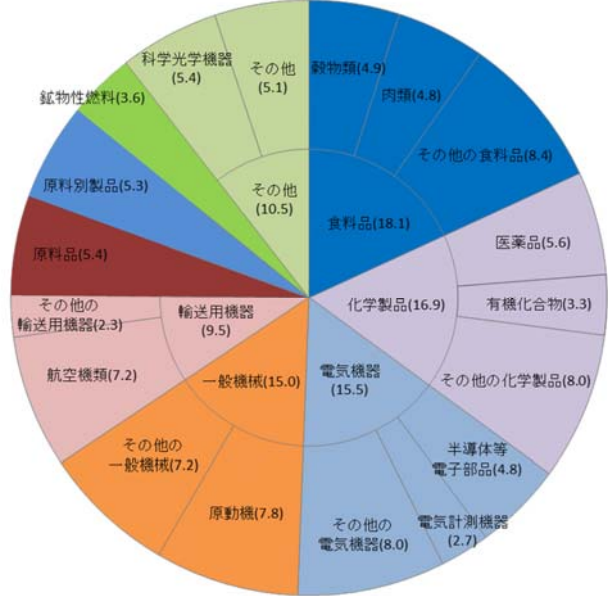
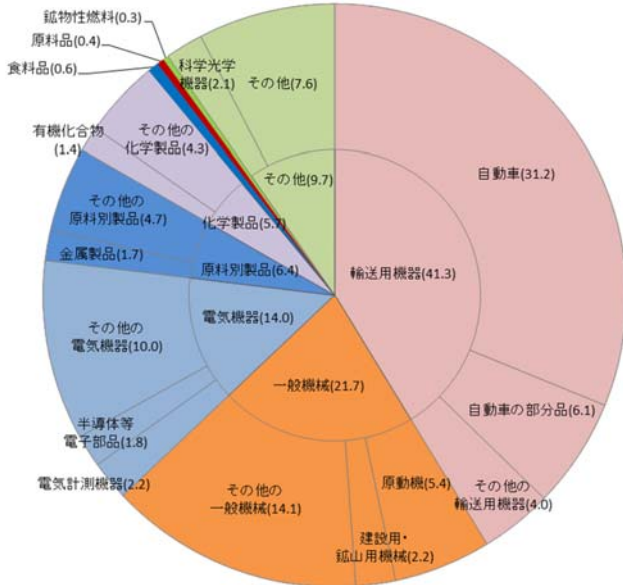
- 主な輸出品目は、輸送用機器(自動車及び同部分品等)、一般機械(原動機、建設用・鉱山用機械等)。
- 主な輸入品目は、食料品(穀物類、肉類等)、化学製品(医薬品等)、電気機器(半導体等電子部品等)、一般機械(原動機等)。

【対米国 主要輸出品目(円グラフの数値は構成比(%))】

【対米国 主要輸入品目(円グラフの数値は構成比(%))】

《日本から米国への輸出総額:14.1兆円》

《米国から日本への輸入額:7.3兆円》



(出典)財務省貿易統計

所得収支及び貿易黒字(対米国)の推移



(注)所得収支の主な項目は、直接投資収益、証券投資収益、貸付・借入等。1995年以前については所得収支の統計がないため、投資収益の計数で代用。

日米通商交渉の歴史(概要)

2012年3月
外務省

・1950年代から70年代後半にかけて、対米輸出急増に伴う貿易問題が発生(繊維製品、鉄鋼、カラーTV、自動車等)。

日米繊維交渉

- ・1970年、日米繊維交渉開始。
- ・1972年、日米繊維協定調印(繊維製品の輸出自主規制を受入れ)。

日米牛肉・オレンジ交渉

- ・1977年、第1次交渉
→ 78年、数量合意(83年度には右を達成すべく拡大。牛肉:83年度3万トン、オレンジ:8万トン、オレンジジュース:6,500トン)
- ・1983年、第2次牛肉・オレンジ交渉(数量拡大要求)→ 84年、牛肉につき88年度までに年間6,900トンずつ増加させることで合意。
- ・1988年、第3次牛肉・オレンジ交渉(輸入割当撤廃、関税化を行い、税率を段階的に引き下げ)、最終合意。
→ 牛肉:91年度70%、92年度60%、93年度50%(急増の場合:+25%)、
オレンジについては3年、オレンジジュースについては4年で自由化(輸入枠の撤廃と関税率の引き下げ)。

日米自動車問題

- ・1970年代、石油危機を背景に日本製小型自動車の対米輸出急増。米国自動車産業は低迷。業界、労働組合、議会からの圧力が高まる。
- ・1981年、日本は自動車の対米輸出の自主輸出規制を表明。以後、81~83年度は168万台、84年度は185万台、85~91年度は230万台、92~93年度は165万台の自主規制を継続。
- ・1992年、日本は米国製自動車部品の対日輸出増大及び販売増大を目的としたアクションプランを作成(日系米国工場における米国製部品購入額は94年度に約150億ドル、米国製部品輸入額は94年度に40億ドルとする自主計画を自動車各社の自主的な取組として発表)。
- ・1993年に開始された日米包括経済協議(後述)では、自動車・同部品が優先分野の1つとされ、95年に包括協議の枠組みにおいて、①外国車の対日アクセス促進及び外国製部品の販売機会の拡大に関して日米両国政府が実施すべき措置、②我が国が行う規制緩和措置(重要保安部品の削減、整備工場の認証・指定に係る規制緩和、構造等変更検査に関する規制緩和等)について合意。
また、包括協議の枠外として、①日本自動車メーカーによる北米製部品の購入、②同企業による北米における完成車生産、③同企業による日本で使用される外国製部品の購入、④米国自動車メーカーと日本のディーラーとの間のフランチャイズ契約の増加による新規販売拠点の増加について共同発表等が行われた。

1

23

MOSS(市場志向型分野別: Market-Oriented, Sector-Selective)協議

- ・1985年、特定分野(エレクトロニクス、電気通信、医薬品・医療機器、林産物等)の日本市場アクセスに対する障害に関するMOSS協議開始。
- ・1986年、電気通信サービス市場の一部自由化、木材製品及びコンピュータ部品の関税撤廃等に合意。

日米半導体協議

- ・1985年、日米半導体協議開始。
- ・1986年、第1次日米半導体協定締結(日本における外国系半導体の市場参入機会拡大、ダンピング防止等)。
- ・1991年、第2次日米半導体協定締結(同上)。

日米スーパーコンピュータ問題

- ・1987年、米国は日本のスーパーコンピュータ市場において不公平な競争を強いられると主張、スーパー301条(米国の通商に対する不当な貿易障壁等を持つ外国の特定、調査及び措置の発動等について規定)の対象とする。
- ・1989-90年、4回の専門家会合が行われ、概ね決着。→政府調達手続面の措置の導入、苦情処理機関設置等。

日米構造問題協議(SII: Structural Impediments Initiative)

- ・1989年、日米両国の国際収支不均衡の削減に向けた日米双方の努力及び措置に関する双方向の協議を開始。
- ・1990年、最終報告を発表。
> 日本側措置:貯蓄・投資パターン、流通(大店法改正等)、排他的取引慣行(独禁法及びその運用の強化等)、系列関係、価格メカニズム。
> 米側措置:貯蓄・投資パターン、企業の投資活動と生産力、企業ビヘイア、政府規制、研究・開発、輸出振興、労働力の教育及び訓練。

日米保険協議

- ・1993年、日米包括経済協議の枠組みの下で優先分野の一つとして協議を開始。
- ・1994年3月、①免許・商品認可基準の明確化、②外国保険会社の加入を可能とする損保協会の定款変更、③保険制度改革に係る外国保険会社からの意見聴取、④商品及び料率の認可の弾力化、⑤ブローカー制度の導入及び⑥独禁法適用除外の見直しにつき、日本側の自主的措置を発表。
- ・同年10月、①公正取引委員会による調査、②料率と約款、③第三分野(激変緩和措置)、④客観的基準等につき合意。
- ・1995-96年、上記10月の措置の解釈及び適用を巡り協議、「補足的措置」を決定。

2

24

日米包括経済協議

- ・1993年、SII及び既存のアレンジメント全てを包括するものとして包括経済協議を開始（①マクロ政策、②日米協力分野（コモン・アジェンダ）、③セクター別・構造問題）。
- ・合意内容は以下のとおり。
- 政府調達（電気通信、医療技術）：内外無差別、透明、公正、競争的かつ開放的な政府調達手続を確保し、日本の公共部門の調達における外国製品（電気通信機器・医療技術製品）及び（電気通信・医療）サービスに対する市場アクセス及び販売を相当程度増大させるための措置等につき合意。
- 規制緩和及び競争
 - 保険：（上記「日米保険協議」を参照）
 - 金融サービス：外国の金融サービス提供者の市場アクセスを相当程度改善し、規制の透明性と手続上の保護の向上、金融システムの安全性及び健全性の確保等を目的とした措置等につき合意。
- その他の主要セクター（自動車・自動車部品）：（上記「日米自動車問題」を参照）
- 経済的調和
 - 投資：投資障壁に対する米側懸念に対応し、対日直接投資促進のための措置につき合意。
 - 知的所有権（特許）：英語出願の許容、付与前異議申立制度の付与後異議申し立て制度への変更、早期審査制度の運用の改善につき合意。
- 既存のアレンジメント及び措置の実施（板ガラス）：輸入促進措置、復層ガラス・安全ガラスに関する措置、民間工事に関する内外無差別措置、公共事業に関する措置、競争政策に関する措置等につき合意。

「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアティブ」の下で規制緩和対話

- ・1997年、上級会合及び6つの専門家レベル会合（規制緩和・競争政策等、電気通信、住宅、医療機器・医薬品、金融サービス、エネルギー）を開始。
- 1997年-2001年にかけて4回の対話を実施。各回毎に共同現状報告を発表。

成長のための日米経済パートナーシップ

- ・2001年、次官級経済対話、規制改革及び競争政策イニシアティブ、貿易フォーラム、投資イニシアティブ、財務金融対話、官民会議の6つのフォーラムを設置。
- ・規制改革及び競争政策イニシアティブでは、電気通信、情報技術、エネルギー、医療機器及び医薬品、競争政策、透明性、法制度改革、商法改正、流通を含む主要な分野について協議。
- 2001年-2009年にかけて8回の対話を実施。各回毎に「要望書」を交換、協議結果を「報告書」としてまとめ、両首脳へ提出。

3

25

最近の総理答弁

○ TPP

（平成29年2月15日 参・本会議 羽田 雄一郎議員（民進）への総理答弁）

TPP、二国間交渉等についてお尋ねがありました。

トランプ大統領には、今回の訪米を含め様々な機会に、TPPの経済的、戦略的意義について説明してきました。

その結果、先日の首脳会談では、日米が主導し、アジア太平洋地域に、自由で公正な経済圏を創る必要性について一致することができました。

米国がすぐさまTPPに対する立場を変えるということではありませんが、我が国が、TPPを推進する意図については、理解を得たと考えています。（中略）

共同声明にあるとおり、米国は、「日本が既存のイニシアティブを基礎として地域レベルの進展を引き続き推進すること」についても了解しています。

米国の離脱表明後も日本がTPPにおいて持っている求心力を生かしながら、今後どのようなことができるかを米国以外のTPP参加国とも議論していきます。

○ 米国との二国間交渉

（平成29年2月15日 参・本会議 清水 貴之議員（維新）・羽田議員（民進）への総理答弁）

二国間FTAについては、今回、具体的な要請はありませんでした。

今後の日米対話の中で、どのような枠組みが最善であるかを含め、議論していきたいと考えます。

我々は、二国間FTAを恐れているわけではありません。二国間であれ、多国間であれ、日本の国益をしっかりと守ってまいります。

26

WTO貿易円滑化協定(TF協定:Agreement on Trade Facilitation)について

経緯等

- 2001年11月 :ドーハ・ラウンド交渉開始
- 2004年 7月 :交渉分野に「貿易円滑化」を追加
- 2013年12月 :WTO閣僚会議において貿易円滑化協定交渉妥結
- 2014年11月 :同協定をWTO協定に挿入するための改正議定書を採択
- 2017年 2月 :貿易円滑化協定が発効



2013年12月 閣僚会議(インドネシア・バリ)

協定の主な内容

※ 我が国は、協定が義務付けている全ての措置を既に実施。

(1) 各国が実施すべき措置

貿易規則の透明性の向上に関する措置

- ・貿易手続のインターネット公表
- ・貨物輸入前に品目分類等を教示する制度(事前教示制度)の導入 等

税関手続の迅速化・簡素化に関する措置

- ・貨物到着前の申告・審査やリスクに応じた審査の導入
- ・貿易関連手続のシングル・ウィンドウ化 等

(2) 開発途上国に係る協定実施上の優遇的取扱い

- ・協定の定める義務についての猶予期間を自ら設定できる
- ・先進国、国際機関等からの技術協力等を求めることができる 等

(3) WTO紛争解決手続きの適用 等



WTO事務局(スイス・ジュネーブ)

参考

- ・全WTO加盟国(164カ国)の3分の2(110カ国)以上による受諾が協定の発効要件となっている。2017年2月22日、112カ国・地域が受諾し、協定が発効した。
- ・1995年のWTO設立以来、初めて全加盟国が参加して作成された新協定。ドーハ・ラウンド交渉の重要な成果の一つ。
- ・我が国は協定の受諾につき、2015年5月の国会承認を得て、同年6月にWTOに通知した。

27

1. 世界の貿易をめぐる状況について

2. 貿易統計について

3. 関税法改正について

4. 税関をめぐる状況について

貿易統計(平成28年:速報)のポイント

総額

伸率及び増減はすべて前年比

輸出額: 70兆 392億円 (伸率: ▲7.4%) ⇒ 4年ぶりの減少
 輸入額: 65兆9,651億円 (伸率: ▲15.9%) ⇒ 2年連続の減少
 差引額: 4兆 741億円 (黒字に転化) ⇒ 6年ぶりの黒字

	輸出額		輸入額		差引額		為替レート(米ドル)	
	(億円)	伸率%	(億円)	伸率%	(億円)	伸率%	円/ドル	変化率(%)
平成22年	673,996	24.4	607,650	18.0	66,347	148.4	88.09	▲5.8
23年	655,465	▲2.7	681,112	12.1	▲25,647	-	79.97	▲9.2
24年	637,476	▲2.7	706,886	3.8	▲69,411	170.6	79.55	▲0.5
25年	697,742	9.5	812,425	14.9	▲114,684	65.2	96.91	21.8
26年	730,930	4.8	859,091	5.7	▲128,161	11.8	105.30	8.7
27年	756,139	3.4	784,055	▲8.7	▲27,916	▲78.2	121.00	14.9
28年(P)	700,392	▲7.4	659,651	▲15.9	40,741	-	108.95	▲10.0

(P):速報値
 (注)差引額の前年比伸率の「▲」は、赤字幅の縮小率を示す。

【参考】数量指数伸率:輸出+0.3%(2年ぶりの増加)、輸入▲0.3%(2年連続の減少)

主要増減品目

(輸出)

品目名	伸率%	寄与度
総額(70兆392億円)	▲7.4	▲7.4
鉄鋼(2兆8,433億円)	▲22.5	▲1.1
自動車(11兆3,330億円)	▲5.9	▲0.9
有機化合物(1兆6,824億円)	▲20.5	▲0.6

(輸入)

品目名	伸率%	寄与度
総額(65兆9,651億円)	▲15.9	▲15.9
原油(5兆5,341億円)	▲32.4	▲3.4
液化天然ガス(3兆2,839億円)	▲40.4	▲2.8
石油製品(1兆733億円)	▲41.1	▲1.0

地域別

伸率及び増減はすべて前年比

対米国

輸出額: 14兆1,431億円 (伸率: ▲7.1%) ⇒ 5年ぶりの減少
 輸入額: 7兆3,084億円 (伸率: ▲9.3%) ⇒ 7年ぶりの減少
 差引額: 6兆8,347億円 (伸率: ▲4.6%) ⇒ 2年ぶりの減少

(輸出)

品目名	伸率%	寄与度
総額(14兆1,431億円)	▲7.1	▲7.1
鉄鋼(1,909億円)	▲32.9	▲0.6
原動機(7,593億円)	▲8.2	▲0.4
半導体等電子部品(2,521億円)	▲16.9	▲0.3

(輸入)

品目名	伸率%	寄与度
総額(7兆3,084億円)	▲9.3	▲9.3
原動機(5,692億円)	+8.3	+0.5
穀物類(3,598億円)	▲24.7	▲1.5
石油製品(563億円)	▲47.2	▲0.6

対EU

輸出額: 7兆9,821億円 (伸率: ▲0.0%) ⇒ 4年ぶりの減少
 輸入額: 8兆1,361億円 (伸率: ▲5.7%) ⇒ 7年ぶりの減少
 差引額: ▲1,540億円 (伸率: ▲75.9%) ⇒ 5年連続の赤字

(輸出)

品目名	伸率%	寄与度
総額(7兆9,821億円)	▲0.0	▲0.0
船舶(1,314億円)	+58.2	+0.6
自動車の部分品(4,658億円)	+9.6	+0.5
電算機類の部分品(2,315億円)	▲15.2	▲0.5

(輸入)

品目名	伸率%	寄与度
総額(8兆1,361億円)	▲5.7	▲5.7
自動車(9,496億円)	+5.5	+0.6
医薬品(1兆5,367億円)	▲10.3	▲2.1
有機化合物(4,215億円)	▲12.9	▲0.7

地域別(続き)

対アジア(含中国)

輸出額: 37兆1,098億円 (伸率: ▲8.0%) ⇒ 4年ぶりの減少
 輸入額: 33兆1,883億円 (伸率: ▲13.5%) ⇒ 2年連続の減少
 差引額: 3兆9,215億円 (伸率: +99.0%) ⇒ 2年連続の増加

(輸出)

品目名	伸率%	寄与度
総額(37兆1,098億円)	▲8.0	▲8.0
鉄鋼(2兆573億円)	▲21.1	▲1.4
有機化合物(1兆2,159億円)	▲21.8	▲0.8
科学光学機器(1兆4,118億円)	▲16.1	▲0.7

(輸入)

品目名	伸率%	寄与度
総額(33兆1,883億円)	▲13.5	▲13.5
液化天然ガス(1兆619億円)	▲38.6	▲1.7
半導体等電子部品(2兆335億円)	▲20.0	▲1.3
石油製品(4,379億円)	▲48.0	▲1.1

対中国

輸出額: 12兆3,622億円 (伸率: ▲6.5%) ⇒ 2年連続の減少
 輸入額: 17兆 153億円 (伸率: ▲12.4%) ⇒ 7年ぶりの減少
 差引額: ▲4兆6,531億円 (伸率: ▲25.0%) ⇒ 6年ぶりの赤字幅縮小

(輸出)

品目名	伸率%	寄与度
総額(12兆3,622億円)	▲6.5	▲6.5
科学光学機器(7,284億円)	▲19.6	▲1.3
有機化合物(5,795億円)	▲20.7	▲1.1
鉄鋼(4,641億円)	▲15.9	▲0.7

(輸入)

品目名	伸率%	寄与度
総額(17兆153億円)	▲12.4	▲12.4
衣類・同付属品(1兆9,068億円)	▲16.6	▲2.0
電算機類(含周辺機器)(1兆3,046億円)	▲12.3	▲0.9
半導体等電子部品(5,156億円)	▲25.0	▲1.8

対アジア(中国除く)

輸出額: 24兆7,476億円 (伸率: ▲8.7%) ⇒ 4年ぶりの減少
 輸入額: 16兆1,730億円 (伸率: ▲14.6%) ⇒ 2年連続の減少
 差引額: 8兆5,746億円 (伸率: +4.9%) ⇒ 2年連続の増加

(輸出)

品目名	伸率%	寄与度
総額(24兆7,476億円)	▲8.7	▲8.7
鉄鋼(1兆5,932億円)	▲22.4	▲1.7
鉱物性燃料(4,565億円)	▲33.7	▲0.9
有機化合物(6,364億円)	▲22.7	▲0.7

(輸入)

品目名	伸率%	寄与度
総額(16兆1,730億円)	▲14.6	▲14.6
液化天然ガス(1兆619億円)	▲38.6	▲3.5
石油製品(4,234億円)	▲48.4	▲2.1
半導体等電子部品(1兆5,179億円)	▲18.1	▲1.8

対中東

輸出額: 2兆5,847億円 (伸率: ▲18.4%) ⇒ 5年ぶりの減少
 輸入額: 6兆5,011億円 (伸率: ▲32.1%) ⇒ 2年連続の減少
 差引額: ▲3兆9,164億円 (伸率: ▲38.8%) ⇒ 3年連続の赤字幅縮小

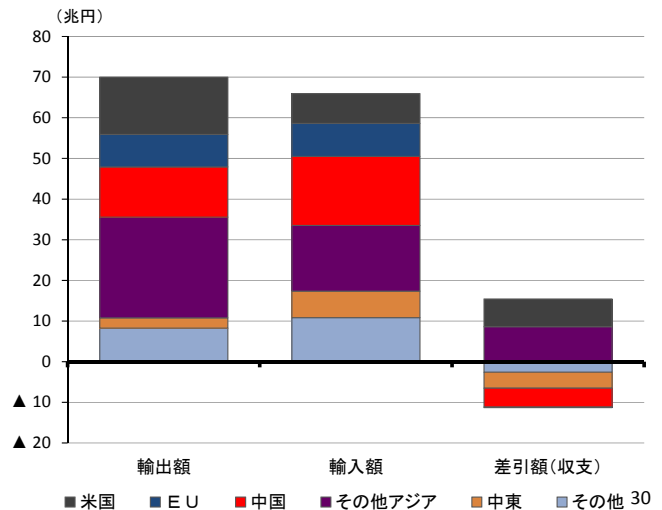
(輸出)

品目名	伸率%	寄与度
総額(2兆5,847億円)	▲18.4	▲18.4
自動車(1兆4,658億円)	▲21.7	▲12.8
鉄鋼(1,371億円)	▲25.5	▲1.5
原動機(820億円)	▲24.9	▲0.9

(輸入)

品目名	伸率%	寄与度
総額(6兆5,011億円)	▲32.1	▲32.1
原油(4兆7,551億円)	▲28.9	▲20.2
液化天然ガス(7,288億円)	▲49.6	▲7.5
石油製品(4,275億円)	▲30.3	▲1.9

輸出入・差引額:地域別構成



貿易統計(平成29年1月:速報)のポイント

総額

伸率及び増減はすべて前年同月比

輸出額: 5兆4,219億円(伸率: +1.3%) ⇒ 2か月連続の増加
 輸入額: 6兆5,088億円(伸率: +8.5%) ⇒ 25か月ぶりの増加
 差引額: ▲1兆 869億円(伸率: +67.8%) ⇒ 5か月ぶりの赤字

	輸出額 (億円)	伸率%	輸入額 (億円)	伸率%	差引額 (億円)	伸率%	為替レート(米ドル) (税関長公示レート)	円/ドル 変化率(%)
平成28年1月	53,514	▲12.9	59,991	▲17.8	▲6,477	▲44.2	119.57	0.3
平成28年8月	53,166	▲9.6	53,396	▲17.2	▲229	▲96.0	103.24	▲16.8
9月	59,686	▲6.9	54,754	▲16.2	4,932	-	101.85	▲15.8
10月	58,704	▲10.3	53,788	▲16.4	4,916	369.1	102.40	▲14.7
11月	59,568	▲0.4	58,089	▲8.8	1,479	-	104.94	▲13.5
12月	66,793	5.4	60,389	▲2.6	6,404	360.9	113.31	▲7.6
1月(P)	54,219	1.3	65,088	8.5	▲10,869	67.8	116.48	▲2.6

(P):速報値

(注)差引額の前年比伸率の「▲」は、赤字幅の縮小率を示す。

【参考】数量指数伸率:輸出▲0.3%、輸入+6.2%

【参考】1月の差引額の民間予想中央値は6,226億円(2月17日現在、出典:Bloomberg)

主要増減品目

品目名	伸率%	寄与度
総額(5兆4,219億円)	+1.3	+1.3
鉱物性燃料(1,117億円)	+52.3	+0.7
自動車の部分品(2,600億円)	+12.5	+0.5
自動車(8,105億円)	▲6.7	▲1.1

品目名	伸率%	寄与度
総額(6兆5,088億円)	+8.5	+8.5
原粗油(6,376億円)	+35.6	+2.8
石炭(2,314億円)	+52.2	+1.3
医薬品(2,076億円)	▲16.3	▲0.7

地域別

伸率及び増減はすべて前年同月比

対米国

輸出額: 1兆 540億円(伸率: ▲6.6%) ⇒ 2か月ぶりの減少
 輸入額: 6,547億円(伸率: +11.9%) ⇒ 2か月連続の増加
 差引額: 3,993億円(伸率: ▲26.6%) ⇒ 2か月連続の減少

(輸出)			(輸入)		
品目名	伸率%	寄与度	品目名	伸率%	寄与度
総額(1兆540億円)	▲6.6	▲6.6	総額(6,547億円)	+11.9	+11.9
自動車(3,149億円)	▲10.1	▲3.1	液化天然ガス(159億円)	全増	+2.7
半導体等電子部品(185億円)	▲19.4	▲0.4	穀物類(336億円)	+58.5	+2.1
電気計測機器(220億円)	▲14.0	▲0.3	航空機類(222億円)	▲50.4	▲3.9

対EU

輸出額: 5,965億円(伸率: ▲5.6%) ⇒ 4か月連続の減少
 輸入額: 6,913億円(伸率: ▲4.0%) ⇒ 11か月連続の減少
 差引額: ▲948億円(伸率: +7.2%) ⇒ 4か月連続の赤字

(輸出)			(輸入)		
品目名	伸率%	寄与度	品目名	伸率%	寄与度
総額(5,965億円)	▲5.6	▲5.6	総額(6,913億円)	▲4.0	▲4.0
自動車(902億円)	▲12.2	▲2.0	原粗油(322億円)	+31.8	+1.1
鉄鋼(50億円)	▲54.1	▲0.9	医薬品(1,061億円)	▲30.6	▲6.5
有機化合物(164億円)	▲16.2	▲0.5	自動車(790億円)	▲7.4	▲0.9

地域別(続き)

対アジア(含む中国)

輸出額: 2兆8,873億円(伸率: +6.0%) ⇒ 3か月連続の増加
 輸入額: 3兆3,574億円(伸率: +7.0%) ⇒ 17か月ぶりの増加
 差引額: ▲4,701億円(伸率: +13.2%) ⇒ 12か月ぶりの赤字

(輸出)			(輸入)		
品目名	伸率%	寄与度	品目名	伸率%	寄与度
総額(2兆8,873億円)	+6.0	+6.0	総額(3兆3,574億円)	+7.0	+7.0
鉄鋼(1,875億円)	+15.6	+0.9	衣類・同付属品(2,793億円)	+12.2	+1.0
船舶(501億円)	+77.9	+0.8	石油製品(763億円)	+55.8	+0.9
自動車の部分品(1,063億円)	+17.5	+0.6	通信機(3,033億円)	+5.7	+0.5

対中東

輸出額: 1,750億円(伸率: ▲19.4%) ⇒ 12か月連続の減少
 輸入額: 7,392億円(伸率: +28.2%) ⇒ 28か月ぶりの増加
 差引額: ▲5,642億円(伸率: +56.9%) ⇒ 3か月連続の赤字幅拡大

(輸出)			(輸入)		
品目名	伸率%	寄与度	品目名	伸率%	寄与度
総額(1,750億円)	▲19.4	▲19.4	総額(7,392億円)	+28.2	+28.2
自動車(988億円)	▲24.9	▲15.1	原粗油(5,472億円)	+40.4	+27.3
鉄鋼(98億円)	▲23.6	▲1.4	液化天然ガス(826億円)	+10.7	+1.4
ポンプ・遠心分離機(37億円)	▲39.4	▲1.1	半導体等電子部品(5億円)	▲91.3	▲1.0

対中国

輸出額: 8,871億円(伸率: +3.1%) ⇒ 3か月連続の増加
 輸入額: 1兆7,964億円(伸率: +7.2%) ⇒ 10か月ぶりの増加
 差引額: ▲9,093億円(伸率: +11.6%) ⇒ 59か月連続の赤字

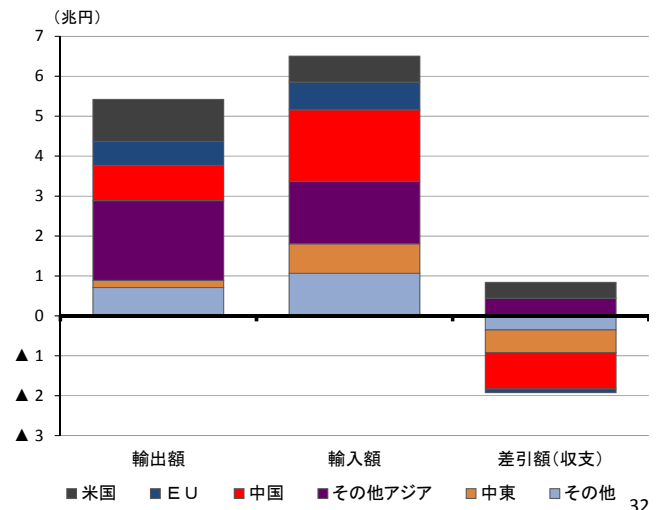
(輸出)			(輸入)		
品目名	伸率%	寄与度	品目名	伸率%	寄与度
総額(8,871億円)	+3.1	+3.1	総額(1兆7,964億円)	+7.2	+7.2
自動車の部分品(511億円)	+40.1	+1.7	衣類・同付属品(1,983億円)	+14.2	+1.5
有機化合物(608億円)	+11.4	+0.7	電算機類(含周辺機器)(1,358億円)	+5.3	+0.4
金属加工機械(87億円)	▲50.9	▲1.1	半導体等電子部品(469億円)	▲14.2	▲0.5

対アジア(除く中国)

輸出額: 2兆 2億円(伸率: +7.3%) ⇒ 3か月連続の増加
 輸入額: 1兆5,610億円(伸率: +6.6%) ⇒ 17か月ぶりの増加
 差引額: 4,392億円(伸率: +9.9%) ⇒ 5か月連続の増加

(輸出)			(輸入)		
品目名	伸率%	寄与度	品目名	伸率%	寄与度
総額(2兆2億円)	+7.3	+7.3	総額(1兆5,610億円)	+6.6	+6.6
鉄鋼(1,500億円)	+19.0	+1.3	石油製品(704億円)	+46.1	+1.5
船舶(501億円)	+77.9	+1.2	通信機(410億円)	+62.1	+1.1
半導体等電子部品(1,838億円)	+9.1	+0.8	石炭(344億円)	+39.0	+0.7

輸出入・差引額:地域別構成



1. 世界の貿易をめぐる状況について
2. 貿易統計について
- 3. 関税法改正について**
4. 税関をめぐる状況について

33

平成29年度関税改正の概要

- 1. 暫定税率等の適用期限の延長等（関税定率法、関税暫定措置法の改正）**
 - 暫定税率（418品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度等について、適用期限を平成29年度末まで1年延長。
（※）発泡酒、蒸留酒及び農林漁業用A重油（15品目）については、暫定税率を廃止し、基本税率により無税の水準を維持。
 - 航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、適用期限を平成31年度末まで3年延長。
 - 沖縄における関税制度上の特例措置である特定免税店制度及び選択課税制度について、適用期限を、それぞれ平成31年度末及び平成30年度末まで延長。
- 2. 個別品目の関税率等の見直し（関税定率法、関税暫定措置法の改正）**
 - 子ども・子育て支援法による企業主導型保育事業の施行に伴い、給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の対象に同事業に係る保育施設を追加。
 - パラ-ニトロクロロベンゼン、玩具等の関税率を無税化等。
- 3. 特恵関税制度の見直し（関税暫定措置法施行令等の改正）**
 - 特恵適用実績や諸外国の動向などを踏まえ、特恵関税制度の全面適用除外措置の対象国の基準等を見直し。
- 4. 特殊関税制度の見直し（不当廉売関税に関する政令等の改正）**
 - 申請者の負担軽減等の観点から、不当廉売関税等の課税の求め（申請）に係る要件等を見直し。
- 5. 事前報告制度の拡充（関税法の改正）**
 - 東京オリンピック・パラリンピック等も視野に入れたテロ対策等の強化の一環として、旅客及び航空貨物に係る事前報告制度等を拡充。
- 6. 犯則調査手続の見直し（関税法の改正）**
 - 国税犯則調査手続の見直しを踏まえ、関税法上の犯則調査手続においても電磁的記録に係る証拠収集手続等を整備。
- 7. その他（省令の改正等）**
 - 入国旅客の利便性の向上を図る観点等から、本邦国際空港等に到着時免税店（保税売店）を設置し、入国旅客が到着時免税店において購入して輸入する外国貨物について、携帯品免税制度を適用。
 - 生産資材の価格引下げの観点から、承認工場において製造される配合飼料の原料品の対象を拡充。

34

暫定税率の適用期限の延長等①

暫定税率

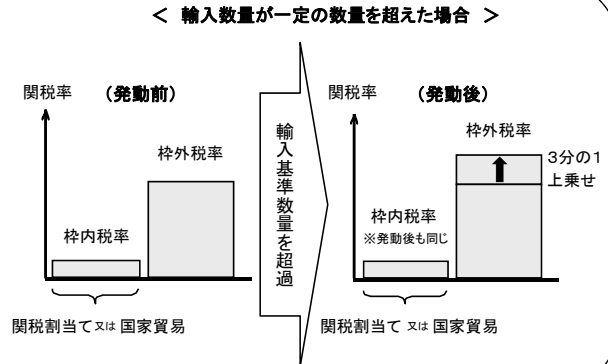
時限的に基本税率よりも低い関税率(暫定税率)が定められている牛肉、乳製品、小麦等418品目(注1)について、暫定税率の適用期限(平成28年度末まで)を平成29年度末まで1年延長する。

(注1) 発泡酒、蒸留酒及び農林漁業用A重油の15品目については、暫定税率(無税)を廃止し、基本税率により無税の水準を維持する。

特別緊急関税制度

ウルグアイ・ラウンド合意に基づいて関税化された米、小麦、乳製品等の農産品に係る特別緊急関税制度(SSG)(注2)の適用期限(平成28年度末まで)を平成29年度末まで1年延長する。

(注2) 輸入数量が一定の数量を超えた場合や輸入価格が一定の水準を下回った場合に関税率を引き上げる制度。



35

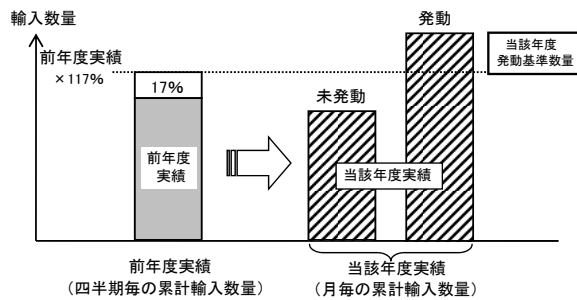
暫定税率の適用期限の延長等②

牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置

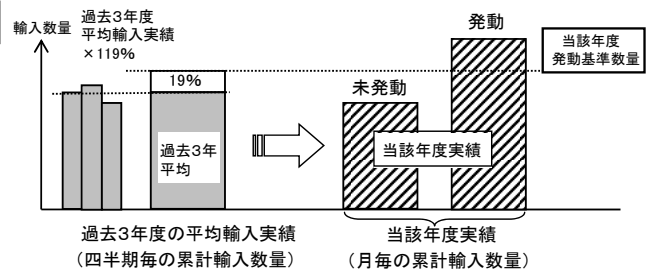
ウルグアイ・ラウンド合意の際の関係国との協議の結果に基づき設けられた、牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置(注3)の適用期限(平成28年度末まで)を平成29年度末まで1年延長する。

(注3) 輸入数量が一定の数量を超えた場合に自動的に関税率等を引き上げる措置。

< 緊急措置の発動(牛肉) >



< 緊急措置の発動(豚肉) >



牛肉の発動基準数量の算出については、特例措置を継続し、前年度の輸入実績が米国におけるBSE発生前の水準(平成14年度と15年度の輸入実績の平均値)を下回る場合には、平成14・15年度実績の平均を用いることとする。

36

暫定的減免税制度の適用期限の延長

航空機部分品等の免税制度

- ① 航空機の部分品・素材
 - ② 人工衛星等の部分品・素材
- のうち国産困難なものについて
関税を免除する制度

⇒ 平成31年度末まで3年延長

利用例

国産ジェット旅客機（MRJ：三菱リージョナルジェット）



- ・平成27年11月に試験機初飛行
- ・平成32年半ばに初号機を納入予定

部分品・素材の輸入の際、免税制度を活用

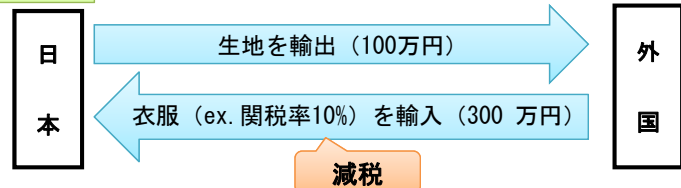
加工再輸入減税制度

我が国から加工又は組立てのため
輸出された貨物を原材料とした製
品が輸入される場合、原材料相当
分の関税を軽減する制度

（繊維・皮革製品が対象（注））

⇒ 平成31年度末まで3年延長

利用例



減税がない場合 衣服代 300万円 × 関税率 10% = 関税額 30万円 …①
 減税額 ① × (生地代 100万円/衣服代 300万円) = 減税額 10万円 …②
 減税後の関税額 ① - ② = 関税額 20万円

（注）対象品目のうち、カーシートレザーについては、制度の利用実績及び利用見込みがないことから、本制度の対象から除外。

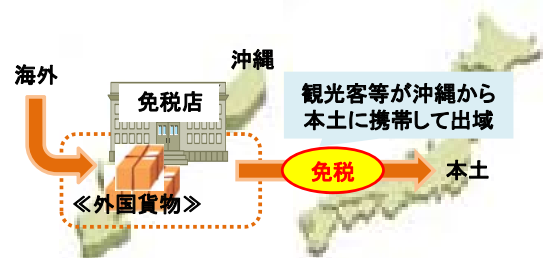
37

沖縄における関税制度上の特例措置

沖縄振興特別措置法を受けた関税暫定措置法上の①特定免税店制度及び②選択課税制度について、適用期限をそれぞれ3年及び2年延長。

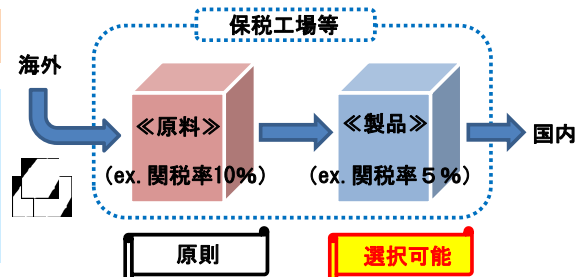
①特定免税店制度（関税暫定措置法第14条）

沖縄の市中又は空港の免税店において、沖縄から本土への出域旅客向けに販売される物品（外国貨物）について、20万円の範囲内で関税を免除する制度。



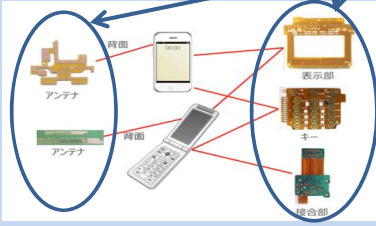
②選択課税制度（関税暫定措置法第13条）

国際物流拠点産業集積地域の保税工場等において、外国貨物を原料として製造される製品について、原料課税か製品課税かを選択できる制度。



38

個別品目の関税率等の見直し

脱脂粉乳	パラ-ニトロクロロベンゼン(PNCB)	玩具
<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園や児童保育施設等の給食に使用される脱脂粉乳は、一定の数量の範囲内で関税無税。 「待機児童解消加速化プラン」では、平成29年度末までに企業主導型保育事業により、最大5万人分の保育の受け皿を確保する計画。 同事業に係る施設は、子ども子育て支援法等に基づき、認可保育施設等と同等の保育の質を確保するものとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、PNCB(注)は国内では生産されていない。 (注)PNCBの最終用途はスマートフォンの基板等。  <ul style="list-style-type: none"> PNCBから製造されるDPE(中間原料)について、中国の競争力が向上。 我が国のDPEの競争力確保の観点から、原料(PNCB)にかかるコストを縮減する必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 玩具については、その分類により、複数の税率(無税~3.9%)が適用。(注) (注)署名済みのEPAにおいては全て無税で譲許されている。 輸入手続きにおいては、分類等のための資料が必要となり、民間事業者等の事務負担に。 日本企業の多くは、既に生産拠点を海外へ移転し、生産した製品を日本に輸入。
<p>企業主導型保育事業に係る施設における給食用脱脂粉乳も、関税無税の対象とする。</p>	<p>PNCBの現行関税率3.1%を無税(基本税率)とする。</p>	<p>玩具の国内細分を統合し、適用税率を無税(基本税率)とする。</p>

39

一般特惠関税制度の卒業要件の見直しについて

特惠関税制度

- 特惠関税制度は、開発途上国からの輸入に対する関税の減免により、輸出産業の振興等を通じた開発援助を行うもの。現在の我が国の特惠関税制度の対象は143ヶ国・地域。
- 10年毎に見直しを行っている制度であり、前回の改正(平成23年度)から5年を経過したことからレビューを実施。

特惠関税制度を巡る状況

- 平成12年度より、一定の経済発展を遂げた国に対し全面卒業制度(注)を導入。
(注)世銀統計の「高所得国」に3年連続して該当した国について、翌年度より特惠対象から除外。平成28年度までに計35ヶ国が卒業。
- 現状、特惠対象国には、いわゆる新興市場国が含まれているが、これらの国は経済発展を遂げ、国際貿易において一定の輸出競争力を有するに至っており、制度の趣旨に鑑みて特惠の対象とし続ける意義は失われつつある。
- また、適用実績をみると、その便益を享受している国が高中所得国の一部に偏在。
※平成27年度の一般特惠輸入額 高中所得国:約1兆320億円(うち中国が約9割)、低中所得国及び低所得国:約390億円
- 2014年から2015年の間にEU及びカナダが高中所得国を特惠対象から除外する制度改革を実施。

見直し案

- 高中所得国と位置付けられる国を特惠対象から除外する(卒業させる)ことが考えられるが、他方で該当する50ヶ国を一度に卒業させることは少なからぬ影響も予想されるところ、「**3年連続で高中所得国以上かつ輸出の世界シェア1%以上**」の国も卒業させることとする。
- 激変緩和措置を講じつつ、平成31年度より上記の最終的な卒業制度を実施する。

現時点では、中国、メキシコ、タイ、マレーシア、ブラジルの5ヶ国が新要件に該当。このほか、従来要件により卒業予定であるチリ等を加えると、今後2年強で計10ヶ国の卒業が見込まれる。

- 経過措置期間中、必要に応じ、経産省・農水省と個別品目の基本税率の見直し等を議論。

40

一般特惠対象国の所得水準と輸出額の世界シェア

	高所得国	高中所得国 (LDCを除く)	低中所得国・低所得国 (LDC除く)
輸出シェア1%以上	<ul style="list-style-type: none"> ● 韓国* ● シンガポール* ● 台湾* ● アラブ首長国連邦* <p style="text-align: right;">等6ヶ国</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国 ● メキシコ ● タイ ● マレーシア ● ブラジル 	<ul style="list-style-type: none"> ● インド ● ベトナム
輸出シェア1%未満	<ul style="list-style-type: none"> ● カタール* ● イスラエル* ● チリ(卒業予定) ● ウルグアイ(卒業予定) ● セーシェル(卒業予定) ● アンティグア・バーブーダ(卒業予定) ● セントクリストファー・ネイビス(卒業予定) <p style="text-align: right;">等34ヶ国</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● トルコ ● 南アフリカ ● イラン ● イラク ● アルゼンチン <p style="text-align: right;">等46ヶ国</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● インドネシア ● フィリピン ● ナイジェリア <p style="text-align: right;">等38ヶ国</p>

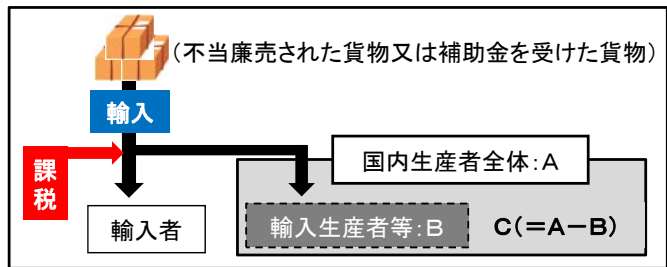
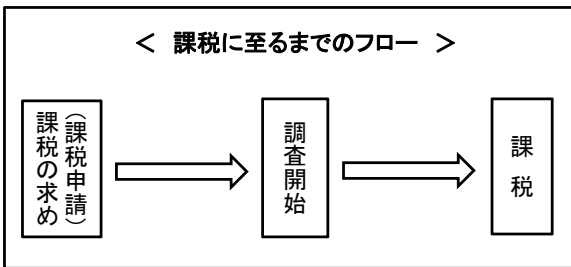
* は特惠卒業済みの国

(注) 受益国のEC及びEU加盟による適用除外は除く。

(出典) 所得水準は世銀”Gross national income per capita, Atlas method”(2016年7月公表)、輸出の割合はWTO”International Trade Statistics”(小数点第2位を四捨五入)(2016年7月公表)による。

特殊関税制度の見直し

○ 不公正な貿易取引(不当廉売された貨物又は補助金の交付を受けた貨物の輸入)によって本邦の産業に損害等が生じ、当該産業を保護する必要がある場合、不当廉売関税又は相殺関税を課すことが可能。



見直しの内容

○ 適切なタイミングで課税申請・調査開始が可能となるような見直しを行う。(申請者の負担軽減・損害の拡大防止を図る)

現 行

<課税申請に係る要件>

- ・ 申請者の生産高 $\geq A \times 25\%$ \Rightarrow 申請可
- ・ 申請者は本邦の産業への損害に係る証拠を提出

<調査開始に係る要件>

- ・ 生産高ベースで、
Cに属する支持者 $>$ Cに属する反対者 $+ B \Rightarrow$ 調査開始
- ・ 申請者が提出する(課税申請に対する)国内生産者の「支持状況」により、調査開始の可否を判断



見直し後

<課税申請に係る要件>

- ・ 申請者の生産高 $\geq C \times 25\%$ \Rightarrow 申請可
- ・ 申請者が提出する証拠は合理的に入手可能なもので可

<調査開始に係る要件>

- ・ 生産高ベースで、
Cに属する支持者 $>$ Cに属する反対者 \Rightarrow 調査開始
- ・ 申請者が提出する「支持状況」に加え、必要に応じ、産業所管省庁が「支持状況」を確認

不当廉売関税及び相殺関税の概要

	不当廉売関税	相殺関税
制度の概要	不当廉売された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税	外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税
措置の適用要件	<p>(1) 不当廉売された貨物の輸入 輸入された貨物に不当廉売の事実があること</p> <p>(2) 実質的損害等(含む因果関係) 当該貨物の輸入が、我が国の同種産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国の同種産業の確立を実質的に妨げる事実があること</p> <p>(3) 国内産業保護の必要性 我が国の同種産業を保護するため必要があると認められること</p>	<p>(1) 補助金の交付を受けた貨物の輸入 輸入された貨物が、外国において生産又は輸出について補助金を受けていること</p> <p>(2) 実質的損害等(含む因果関係) 当該貨物の輸入が、我が国の同種産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国の同種産業の確立を実質的に妨げる事実があること</p> <p>(3) 国内産業保護の必要性 我が国の同種産業を保護するため必要があると認められること</p>
措置の内容	不当廉売差額[(正常価格) - (不当廉売価格)]と同額以下の割増関税	補助金の額と同額以下の割増関税
措置の期間	5年以内 (5年以内の延長が可能)	5年以内 (5年以内の延長が可能)

43

不当廉売関税の調査実績

○ 現在課税中のもの

事 例	不当廉売関税率	課税期間
オーストラリア、スペイン、中国及び南アフリカ共和国産電解酸化マンガン	14.0%～46.5%	2008年9月1日～2019年3月4日(注) (2008年6月14日から同年8月31日まで暫定的な不当廉売関税を課税。)
中国(香港地域及びマカオ地域を除く。)産トルエンジソシアナート	69.4%	2015年4月25日～2020年4月24日 (2014年12月25日から2015年4月24日まで暫定的な不当廉売関税を課税。)
大韓民国及び中国(香港地域及びマカオ地域を除く。)産水酸化カリウム	49.5%～73.7%	2016年8月9日～2021年8月8日 (2016年4月9日から同年8月8日まで暫定的な不当廉売関税を課税。)

(注) オーストラリア産は2013年8月31日に課税終了

○ 既に課税を終えたもの

事 例	不当廉売関税率	課税期間
中国産フェロシリコマンガ	4.5%～27.2%	1993年2月3日～1998年1月31日
パキスタン産綿糸	2.1%～9.9%	1995年8月4日～2000年7月31日
大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維	6.0%～13.5%	2002年7月26日～2012年6月28日

○ 課税に至らなかったもの

事 例	不当廉売関税率	課税期間
インドネシア産カットシート紙	-	2013年6月26日 課税しないことを決定

44

中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査

経緯

- 財務省及び経済産業省は、平成28年9月6日に三井化学株式会社、三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社及び越前ポリマー株式会社(申請書掲載順)から財務大臣に提出された中華人民共和国(注1)産高重合度ポリエチレンテレフタレート(注2)に係る不当廉売関税の課税申請について、関係法令に基づき検討を行った結果、不当廉売関税の課税の要否に関する調査を行う必要があると認められたことから、両省合同の調査を開始した(同年9月30日付告示)。



(注1) 香港地域及びマカオ地域を除く。

(注2) 高重合度ポリエチレンテレフタレートの関税率: 基本税率 4.6%、協定税率 3.1%、特惠税率 無税

高重合度ポリエチレンテレフタレートは、主としてテレフタル酸単位とエチレングリコール単位の交互共重合による繰り返し単位からなる結晶性の熱可塑性プラスチックであるポリエチレンテレフタレートのうち、粘度が0.7dl/g以上のものである。一般に、溶融重合工程及び固相重合工程を経て製造され、白色のペレット状で販売されており、主にボトルやシートに加工され使用されている。

現状

- 利害関係者からの証拠の提出、情報の提供等の機会を設けるとともに、今後輸出国の企業、国内生産者等に対する実態調査による客観的な証拠を収集予定。これらの結果を踏まえ、WTO協定及び関係国内法令に基づき、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦産業に与える実質的な損害等の事実の有無について認定を行った上で、不当廉売関税の課税の要否を政府として判断することとなる。

45

事前報告制度の拡充

背景

2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピック等の開催に向け、旅客・貨物の事前報告制度を拡充し、テロ関連物資等の水際における取締りを一層強化する必要がある。

見直しの内容

(1) 出国する航空機旅客のPNR(予約記録)の報告を求める制度の新設

(注) PNR(Passenger Name Record: 乗客予約記録): 予約年月日、予約者氏名、同行者氏名、携帯品の個数等(35項目)

(2) 入国する航空機旅客のAPI(搭乗情報)に係る報告時期の前倒し

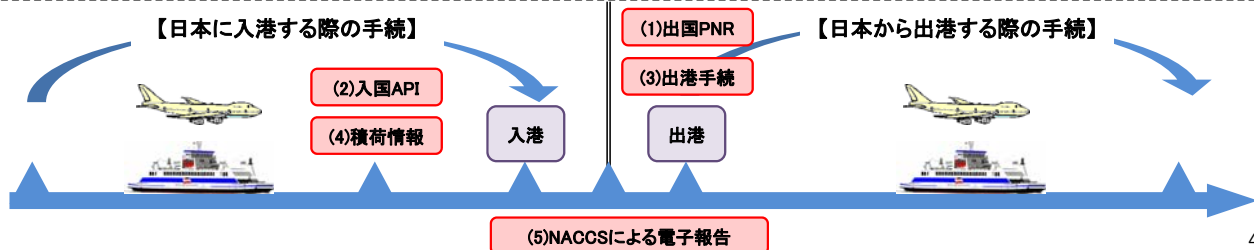
(注) API(Advance Passenger Information: 事前旅客情報): 旅客氏名、国籍、生年月日、旅券番号等(7項目)

(3) クルーズ船、プライベートジェット等に係る出港手続等の明確化

(4) 航空貨物に係る積荷情報(荷送人・荷受人)の追加

(5) NACCSIによる電子的報告の原則化

(注) NACCSI(Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System: 輸出入・港湾関連情報処理システム)



46

関税法上の犯則調査手続の見直し

背景

経済活動のICT化等の進展に伴い、脱税事件を取り巻く環境も急速に変化し、証拠収集が困難になっているところ、国税犯則取締法の犯則調査手続の見直しが検討されている。

税関においても、経済活動のICT化等に対応していく必要があり、また、輸入内国消費税については国税犯則取締法を適用していることから、関税法上の犯則調査手続についても合わせて見直す必要がある。

見直しの内容

(1) 電磁的記録に関する証拠収集手続

- 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法
- 第三者への記録命令付差押え
- 接続サーバに保管されたデータの差押え 等

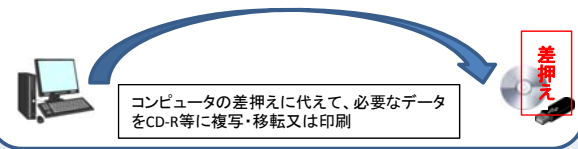
(2) 犯則調査手続の明確化

- 通訳・翻訳の嘱託
- 捜索証明書の交付
- 犯則の心証を得ない場合の通知 等

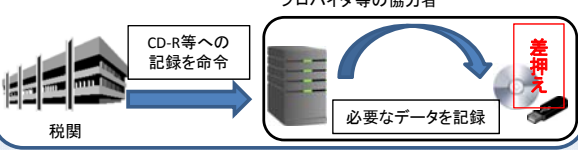
(3) 通告処分の見直し

- 差押物件等の保管費用等の納付を求める通告
- 職権による通告処分の更正 等

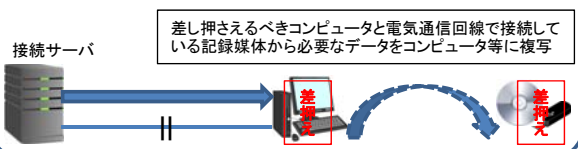
電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法



第三者への記録命令付差押え



接続サーバに保管されたデータの差押え



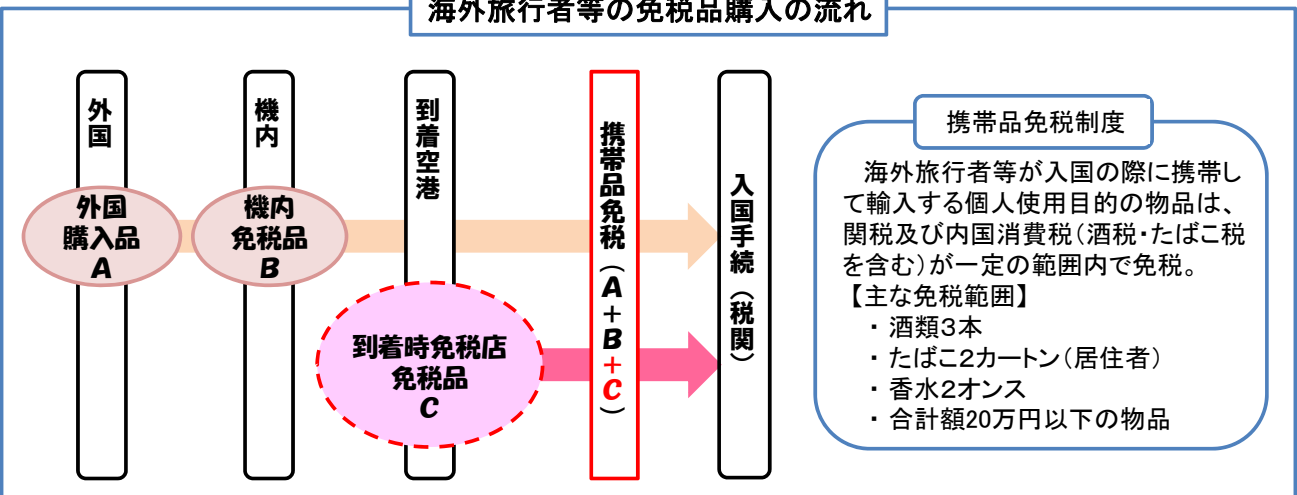
到着時免税店制度について

本邦国際空港の入国エリア内に到着時免税店（保税売店）を設置し、そこで入国旅客が購入して輸入する物品（外国貨物）を携帯品免税の対象とする。

施策の背景

- 「観光ビジョン実現プログラム2016ー世界が訪れたい日本を目指してー」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016）（平成28年5月13日観光立国推進閣僚会議）（抄）
⇒ コンセッション空港等における到着時免税店制度の研究・検討を行う。
- 「日本再興戦略2016ー第4次産業革命に向けてー」（平成28年6月2日閣議決定）（抄）
⇒ 到着時免税店制度について研究検討を行う。

海外旅行者等の免税品購入の流れ



承認工場制度に係る配合飼料の原料品の対象の拡充

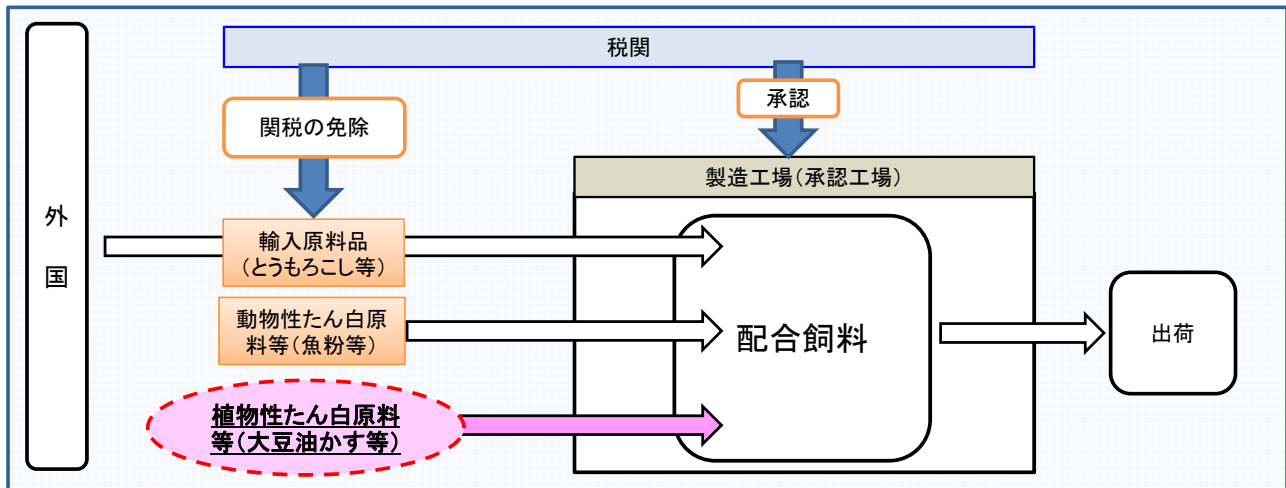
背景

- 輸入とうもろこし等のうち、税関長の承認を受けた製造工場(承認工場)において、他の用途への使用防止のための一定の規格を満たす配合飼料(牛・豚等に使用)の製造に使用されるものについては、関税が免除。
- 規制改革推進会議等において、生産資材(飼料等)の価格引下げ等に係る議論が進められている中、配合飼料の製造において輸入とうもろこし等と合わせて配合する原料品の対象に、植物性たん白原料(大豆油かす等※))を追加するよう要望あり。

※ 関税免除の対象の輸入とうもろこし等と同種の国産品及び課税済みの輸入とうもろこし等を含む。

改正の方向性

- 上記を踏まえ、承認工場における配合飼料の製造において、関税の免除を受けた輸入とうもろこし等と合わせて配合する原料品の対象に、植物性たん白原料等(※)を追加する。



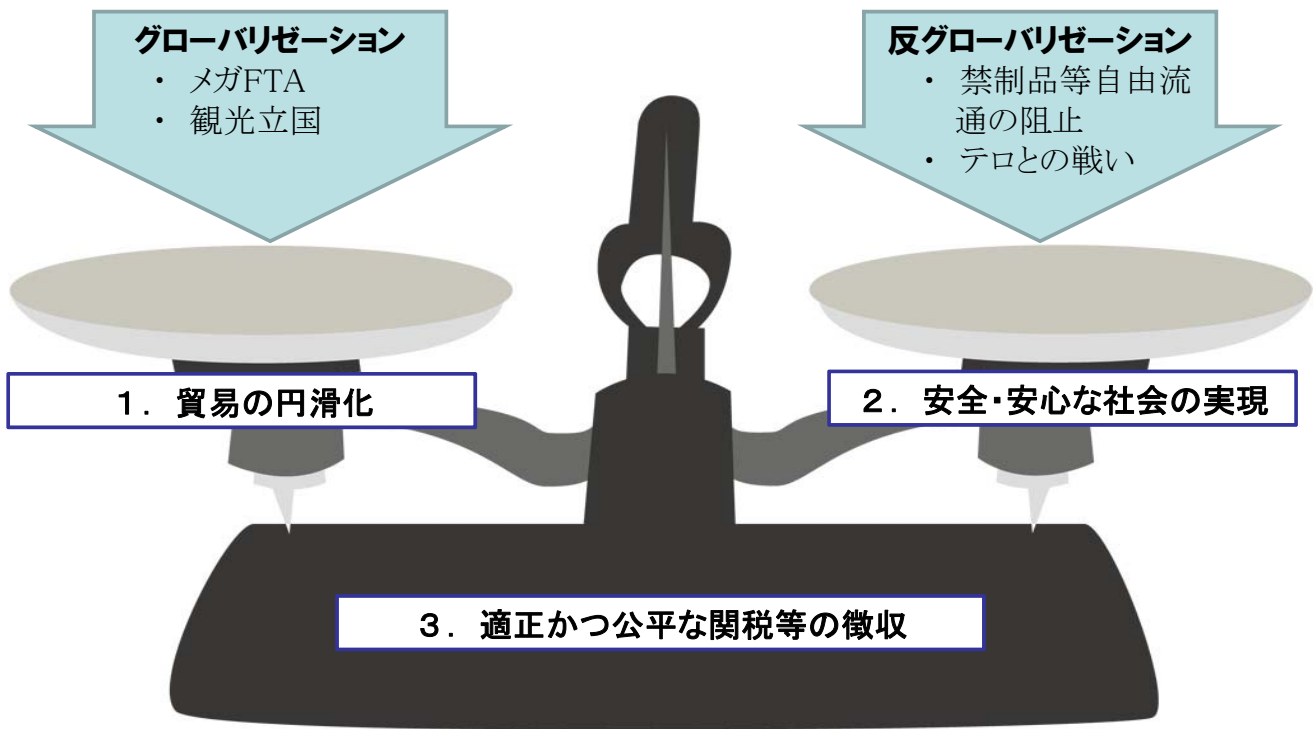
49

1. 世界の貿易をめぐる状況について
2. 貿易統計について
3. 関税法改正について
- 4. 税関をめぐる状況について**

50

税関の3大使命

● グローバルな潮流の変化を受け、税関の重要度のバランスも変化。

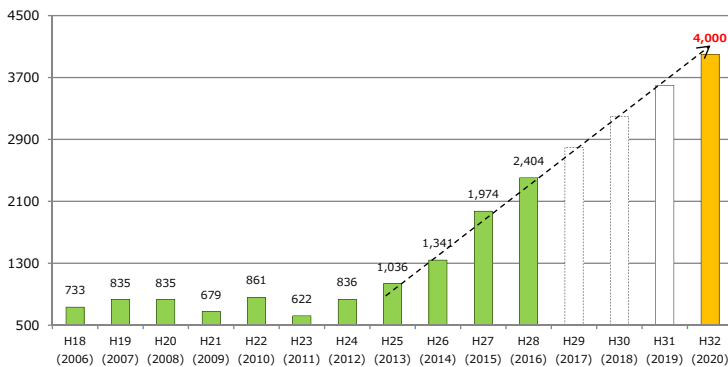


訪日外国人旅行者等の増加①

「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)

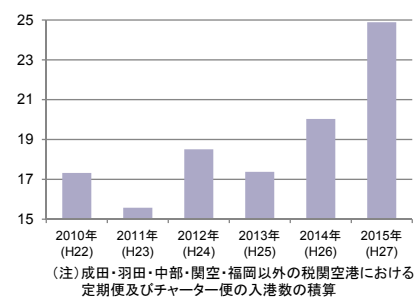
○観光先進国という新たなステージへ進むためには、2020年に2000万人という目標に満足することなく、さらなる高みを目指す必要がある。このため、訪日外国人旅行者数については、2020年には約2倍となる4000万人、2030年には約3倍となる6000万人を目指す。

訪日外国人旅行者数

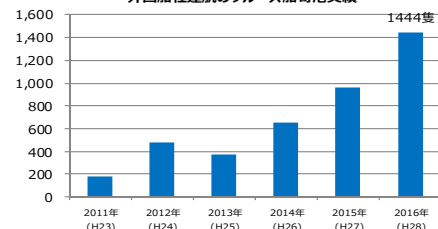


(注) 「日本政府観光局 (JNTO)」資料に基づき作成。なお、2016年の数値は推計値。

(千機) 地方空港における航空機の入機数



外国船社運航のクルーズ船寄港実績

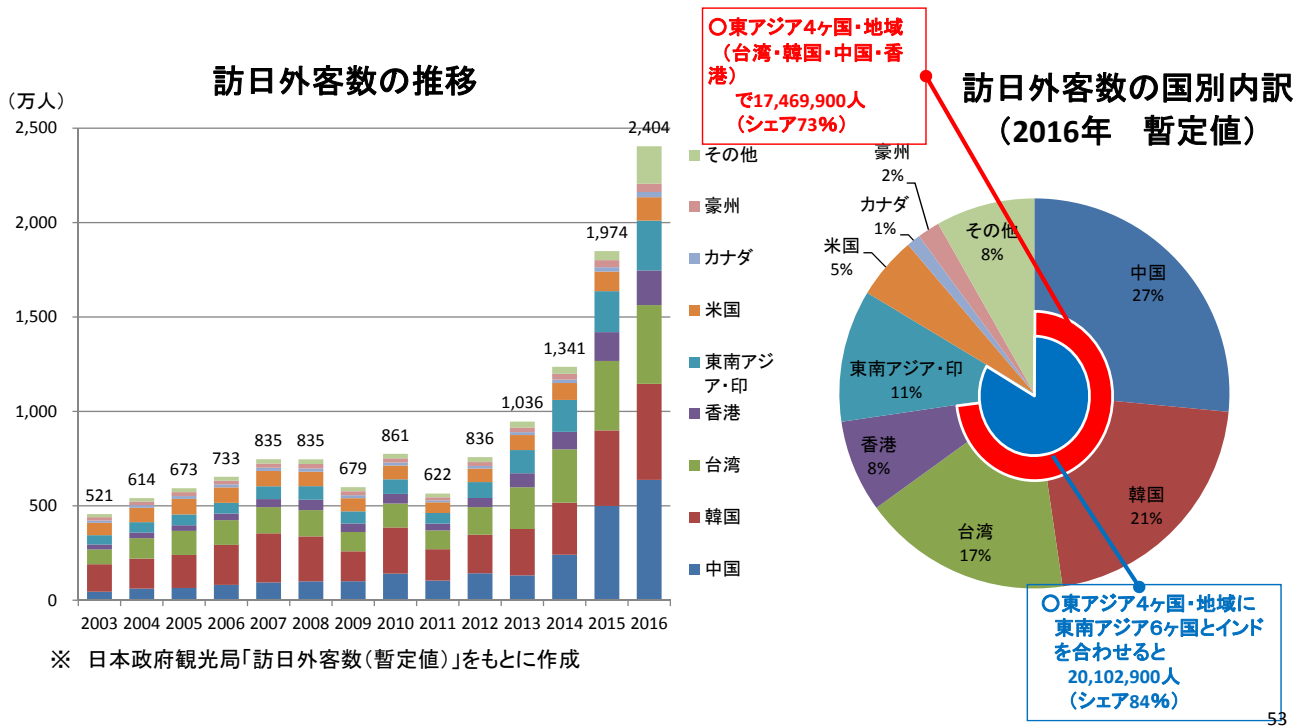


(注) 国土交通省報道発表資料に基づき作成。

訪日外国人旅行者等の増加②

○『明日の日本を支える観光ビジョン』（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

- 2016年の訪日外客数は、約2,404万人（前年から約22%増）。
- 今後、訪日外客数は、2020年に向けて4,000万人、2030年には6,000万人を目指す。



53

政府におけるテロ対策

我が国に対するテロの脅威

- 近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生。
- ISILは日本をテロの標的として名指し。
- 2015年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生。

テロ対策の強化・加速化

○ パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について(平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) ※財務省・税関関連抜粋

- 法務省及び財務省は、観光立国を実現しつつ、現下の厳しいテロ情勢に対応するため、出入国管理・税関において人的基盤を整備・強化するほか、バイオメトリクスシステム顔画像照合機能の活用、X線検査装置の増設等物的基盤の整備・強化も引き続き推進する。
- 関係省庁は、個人情報の適切な保護・管理体制の下、全ての旅客の乗客予約記録(PNR:Passenger Name Record)の電子的な取得を一層進めるとともに、法務省では「出入国管理インテリジェンス・センター」、財務省では「情報センター」において、取得したPNRの分析・活用等を行い、テロリスト・テロ関連物資の水際での取締りを強化する。

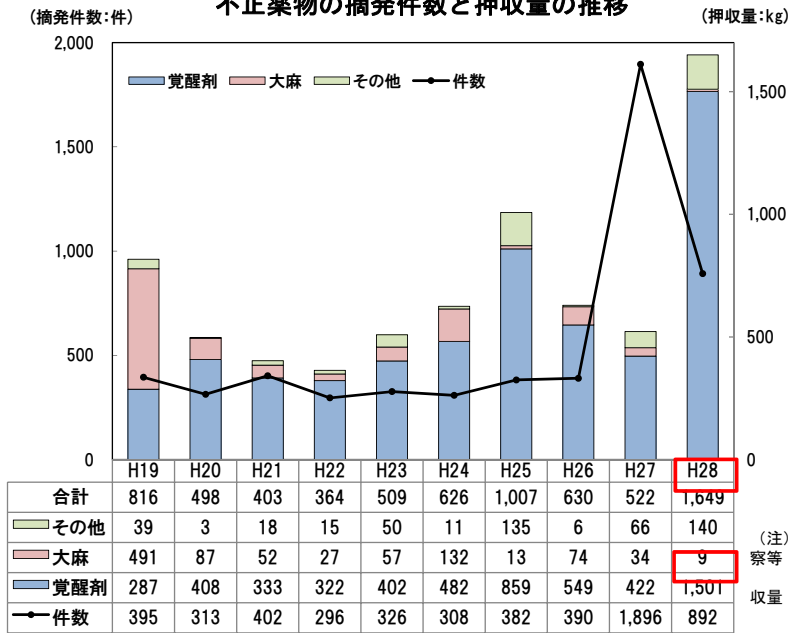
2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、テロ対策に万全を期す。

54

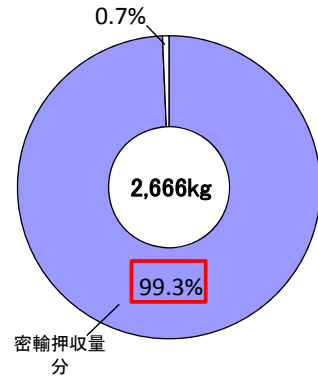
不正薬物の密輸摘発状況 ①

- ▶ 不正薬物全体の押収量は過去2番目、覚醒剤の押収量は過去最高を記録
- ▶ 覚醒剤の国内押収量全体に占める密輸押収量の割合は9割以上

不正薬物の摘発件数と押収量の推移



覚醒剤の国内押収量全体に占める密輸押収量の割合（平成23～27年累計）



(注) 1. 密輸押収量には、税関が摘発した密輸事件に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
2. 警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

不正薬物の密輸摘発状況 ②

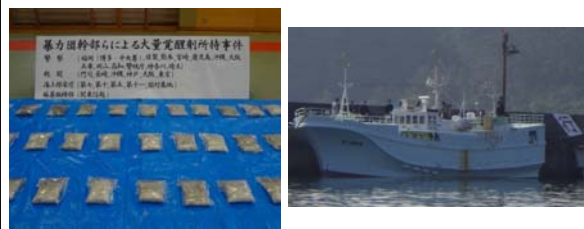
(事例1) 洋上取引 <船舶乗組員>

平成28年5月、沖縄地区税関は、関係機関と共同で、那覇港に入港した外航ヨットに対する許可状に基づく捜索において、船底部及び客室床下に隠匿されていた**覚醒剤 約600kg**を発見、摘発した。



(事例2) 洋上取引 <船舶乗組員>

平成28年2月、門司税関等6税関は、関係機関と共同で、東シナ海の海上において船籍不詳の船舶から受け取り徳之島の漁港に陸揚げされた**覚醒剤 約100kg**を発見、摘発した。



(事例3) LEDライト駆動装置内に隠匿 <海上貨物>

平成28年7月、東京税関は、中国から到着した海上貨物の検査において、LEDライトの駆動装置内に隠匿されていた**覚醒剤 約154kg**を発見、摘発した。



(事例4) 円柱形スクラップ内に隠匿 <海上貨物>

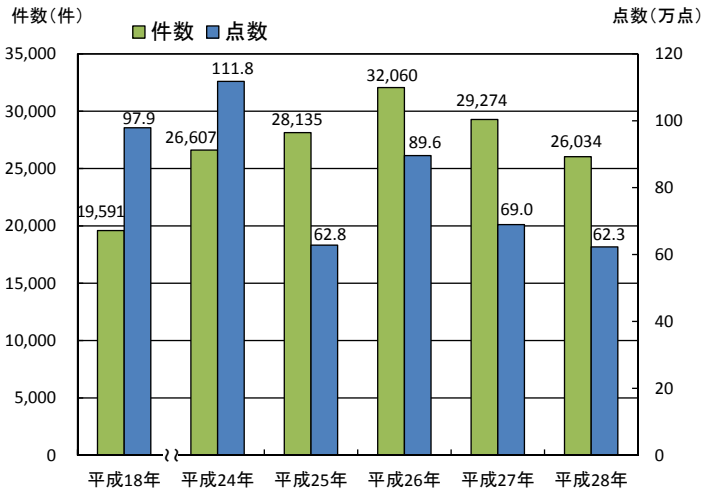
平成28年8月、横浜税関は、台湾から到着した海上貨物の検査において、円柱形スクラップ内に隠匿されていた**覚醒剤 約50kg**を発見、摘発した。



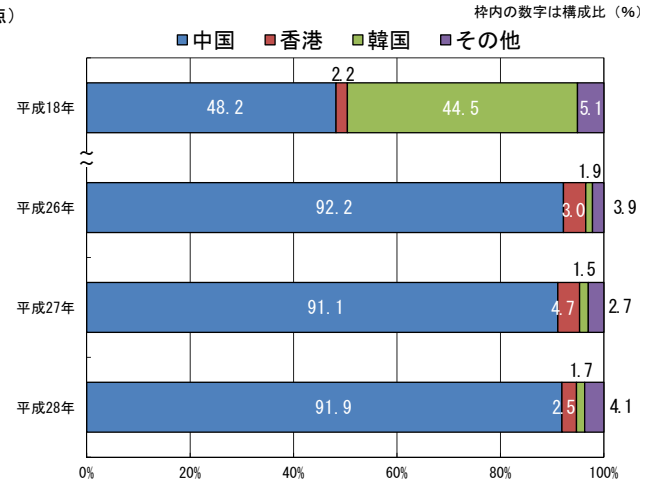
知的財産侵害物品の輸入差止状況 ①

- ▶ 平成28年の税関における輸入差止件数は26,034件（前年比11.1%減）で、10年連続で2万件を超え、また、5年連続で2.5万件を超えた。
- ▶ 中国からの知的財産侵害物品が引き続き9割超（7年連続）。

【知的財産侵害物品の輸入差止実績】



【仕出国(地域)別の件数構成比の推移】



(注1)「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。

「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。

例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上。

(注2) 改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行され、知的財産侵害物品であるとの認定に対し、輸入者等が不服申立てをできる期間が2か月から3か月に延長されたことに伴い、差止件数及び差止点数として計上する時期もその分後ずれしている。

(参考) 知的財産侵害物品

特許権(発明)、実用新案権(考案)、意匠権(形状等のデザイン)、商標権(ブランドのロゴマーク等)、著作権・著作隣接権(映画、音楽等)、育成者権(植物品種)、回路配置利用権(回路素子と導線のレイアウト)を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品(形態模倣品、営業秘密侵害品等)

57

知的財産侵害物品の輸入差止状況 ②

- ▶ プリンタ用インクカートリッジなどのコンピュータ製品、エアバルブキャップなどの自動車付属品などの差止めが増加。
- ▶ 消費者の健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品が引き続き散見。

【平成28年に輸入差止点数が増加した物品】



インクカートリッジ
(特許権)



エアバルブキャップ
(商標権)



コースター(商標権)



バーベキューコンロ
(意匠権)

【健康や安全を脅かす危険性のある物品】



医薬品(商標権)



バッテリー(商標権)



美容用ローラー
(意匠権)

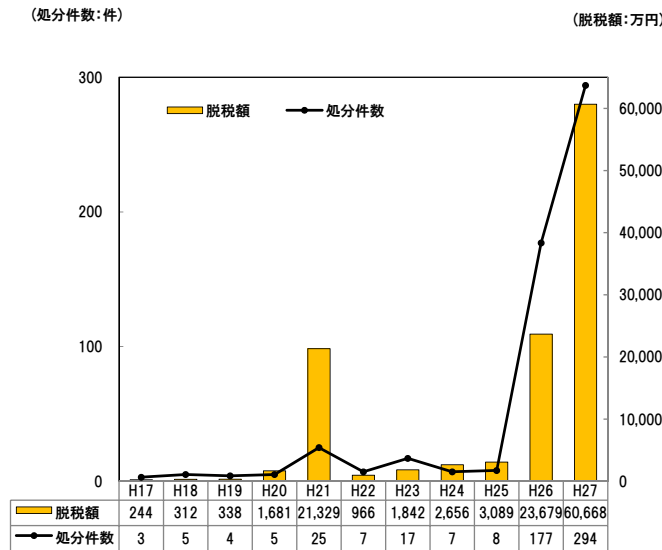


トレーニング機器
(商標権)

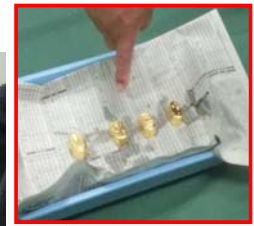
金地金の密輸摘発状況

- 平成27事務年度における処分件数は**294件**、脱税額が**約6億1千万円**と、いずれも**過去最高**を記録
- 隠匿手口が**巧妙化**、密輸手口が**大口化**

金地金密輸事件の処分件数と脱税額の推移(平成17～27事務年度)



隠匿事例



体内隠匿

ネックレスに偽装



59

伊勢志摩サミットにおける税関の取組等

4～5月を「最重点強化期間」として水際取締りを強化

- 伊勢志摩地区(中部国際空港、名古屋港等)及び成田国際空港等の大規模空港に**集中的に人員・検査機器を投入**(関係閣僚会合の開催地においても、人員・検査機器を集中投入)。
- 乗客予約記録(PNR)等の活用による**要注意旅客・貨物の選定**。
- 旅客の携帯品、海上・航空貨物、国際郵便物等の**審査・検査の強化**。
- テロ対策合同訓練等による**関係機関等との連携強化**。



空港における税関検査の強化



羽田空港におけるテロ対策合同訓練(3月)

(注)9月に開催された保健相会合及び交通相会合においても、4～5月の「最重点強化期間」と同様の水際取締りを実施。

伊勢志摩サミット後の取組

- PNR等の活用による**要注意旅客・貨物の選定**を効果的・効率的に実施するため、情報センターの機能を強化。
- 旅客の携帯品、海上・航空貨物、国際郵便物等に対する**厳正な検査**を実施。
- 不正薬物・爆発物探知装置(TDS)、X線検査装置等の**検査機器を増強**。
- **関係機関との情報共有強化**。

【大会の円滑な準備及び運営】 ① セキュリティの万全と安全安心の確保

2-b. 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化

セキュリティ確保

外国から持ち込まれる脅威への対応

- ▶ ベルギーの爆破テロ事件やバングラデシュにおける邦人殺害テロ事件など最近の厳しいテロ情勢を受け、国内におけるテロの未然防止のため、テロ関連物資の国内流入を水際で阻止する必要。

【概要】

- 税関における、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた水際対策として、「セキュリティ確保」と「円滑な入国・通関」の両立が重要。
- その両立を実現するためには、以下の3点がポイント。
 - ① リスク分析に必要な事前情報の取得・活用
 - ② 国内外の関係機関との連携強化
 - ③ CIQの人的・物的体制の充実・強化

円滑な入国・通関

入国旅客・輸入貨物の増加への対応

- ▶ 入国者数は2015年で約3,600万人。特に、訪日外国人はここ3年で急増（836万人→1,974万人）し、今後更なる増加の見込み。
- ▶ 輸入貨物も増加。（申告件数は10年で1.4倍）
- ▶ 大多数のリスクの低い入国者・貨物につき、円滑な入国・通関を確保する必要。

① リスク分析に必要な事前情報の取得・活用

- 航空機旅客に係る事前情報の取得・活用
 - ・ 事前旅客情報（API）の報告を義務化（NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）による電子的報告も可）（平成19年2月施行）
 - ・ 乗客予約記録（PNR）の報告を求めることを可能にする規定を整備（平成23年10月施行）
 - ・ PNRもNACCSによる電子的報告を可能とする規定を整備（平成27年4月施行）
 - ・ 全旅客のPNRのNACCSによる電子的報告を求め、ほぼ全ての航空会社から取得、電子的PNRの分析・活用等を情報センターにて一元的に行い、効果的・効率的取締りを実施（平成27年7月～）
- 海上コンテナ貨物に係る積荷情報の出港前報告を義務化（平成26年3月施行）
- 航空貨物・国際郵便物に係る事前情報の電子的取得・活用を検討

② 国内外の関係機関との連携強化

- 警察・海上保安庁・入国管理局等の国内関係機関との連携による合同訓練・合同取締り・情報交換の実施
- 税関相互支援協定の締結等により、外国税関当局等との情報交換を実施（平成28年9月現在：31ヶ国・地域）

③ CIQの人的・物的体制の充実・強化

61

リスク分析に必要な情報の事前入手

背景

- ▶ アメリカ同時多発テロ（2001年）、イエメンにおける航空貨物からの爆発物の発見（2010年）を受け、世界各国税関において航空機旅客、航空貨物、国際郵便物等に対するテロ対策強化への関心の高まり。2016年もフランス、バングラデシュ等においてテロ事案が発生。
- ▶ WCO（世界税関機構）、ICAO（国際民間航空機関）、IATA（国際航空運送協会）、UPU（万国郵便連合）や欧米諸国を始めとする国際社会は、こうしたテロ対策、不正薬物等の対策の積極的強化を推進。
- ▶ 2016年5月27日に採択された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」において、航空機旅客のスクリーニングにおけるPNR及びAPIの利用の拡大を確認。

<航空機旅客>

- ▶ 事前情報（PNR等）の入手につき、WCOは、旅行者のリスク評価にAPI及び／又はPNRといった事前情報を活用することを勧告。
- ▶ ICAO、IATAも事前情報の活用を支持。
- ▶ 米国、カナダ、豪州等の税関当局は、全旅客のPNRを電子的に入手、取締りの強化に活用。

（参考）事前旅客情報（API）の報告を義務化（2007年2月施行）。乗客予約記録（PNR）の報告制度導入（2011年10月施行）。

<海上貨物>

- ▶ WCO「基準の枠組み」（注）において、税関が海上コンテナ貨物の事前情報を求めることができる旨を規定。また、その報告期限は船積みの24時間前を超えるべきではないと規定。

（参考）海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として、当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までの詳細な情報の電子的報告を義務化（2014年3月施行）。

<国際郵便物・航空貨物>

- （国際郵便物）
- ▶ 2012年、国際郵便物のセキュリティ対策の強化を図るため、万国郵便条約を改正し、事前電子情報の提出に関する規定を整備。

- （航空貨物）
- ▶ 2015年6月、WCO「基準の枠組み」において、税関が積込前情報を求めることでリスク評価の追加的な施策を実施することができる旨規定を整備。

（注）「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO「基準の枠組み」」（通称 SAFE: Security and Facilitation in a Global Environment）

62

主な取締・検査機器：画像映像データの活用

<不正薬物・爆発物探知装置(TDS)> (Trace Detection System)

輸出入される商業貨物、出入国旅客等の携帯品及び国際郵便物等の検査対象貨物を破壊することなく、外装に付着した覚醒剤等の不正薬物及び爆発物の微粒子を短時間で探知するために活用。



<X線検査装置>

輸出入される商業貨物、出入国旅客等の携帯品及び国際郵便物等の検査対象貨物を破壊することなく、隠匿された不正薬物等の有無を的確かつ迅速に確認するために活用。



<埠頭監視カメラ>

社会悪物品等の要注意地域を仕出地とする船舶の入港実績が多い港の鉄塔等へ設置した監視カメラにより、貨物の積卸し状況、乗組員や訪船者の乗下船及び物品の授受等の動向をモニターにより把握するために活用。



<パスポートリーダー>

旅客の氏名・旅券番号等のパスポート情報を読み取る装置。旅客の適正かつ迅速な通関の両立を図るべく、リスクの高い旅客を的確に捕捉する一方、リスクの低い旅客を円滑に通関するために活用。



<大型X線検査装置>

コンテナ等の大型貨物を破壊することなく、隠匿された不正薬物等の有無を的確かつ迅速に確認するために活用。



<麻薬探知犬・爆発物探知犬>

人間の数万倍とも言われる鋭い嗅覚により、輸出入される商業貨物、出入国旅客等の携帯品及び国際郵便物等に隠匿された不正薬物及び爆発物の有無を的確かつ迅速に確認するために活用。



63

平成29年度 税関定員・予算(案)の概要



【平成29年度定員(案)】

◆定員

増員数 +304人
定員合理化 ▲167人
差引 +137人

※この他、平成28年9月に緊急増員79人を実施



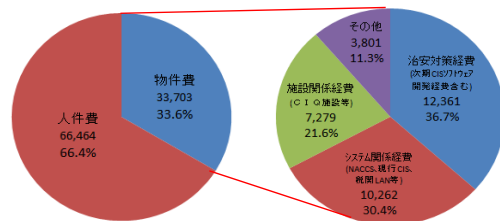
平成29年度当初定員 9,178人

◆増員数内訳

- ・観光立国実現に向けた計画的な体制整備のための増 (+220人)
- ・テロ対策を含む治安のための水際取締体制整備のための増 (+65人) 等

【平成29年度予算(案)】

区分	平成28年度 当初予算額	平成29年度 概算決定額	対前年度比	
			増△減額	伸率
	百万円	百万円	百万円	%
税 関	97,860	100,167	2,307	2.4
人件費	64,844	66,464	1,620	2.5
物件費	33,016	33,703	687	2.1
(うち 治安対策 経費)	(12,109)	(12,361)	(252)	(2.1)



主な経費の概要

<治安対策経費>

12,361百万円 (対前年度+252百万円 (+2.1%))

- (1) テロ対策・密輸取締機器整備経費 8,310百万円 (2) その他監視取締関係経費 2,313百万円
 ① X線検査装置整備等経費 (新規6台・更新10台) 旅費等監視取締活動経費
 ② 不正薬物・爆発物探知装置等経費 (新規1台・更新3台) (3) 通関情報総合判定システム更改に伴うソフトウェア開発経費 1,738百万円
 ③ 旅券読取装置 (パスポートリーダー) 機能強化経費 等

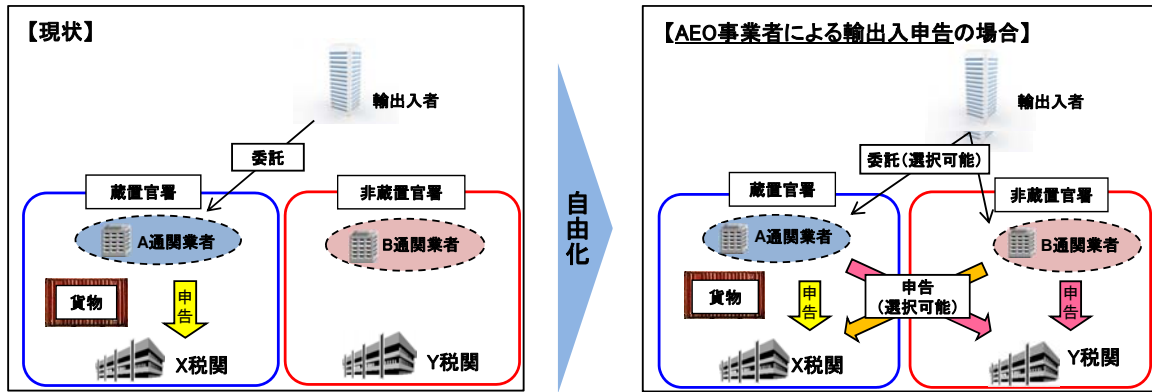
(参考) 【平成28年度補正予算】(未来への投資を実現する経済対策関係)

円滑かつ厳格な税関体制の整備 2,401百万円

- ① 不正薬物・爆発物探知装置 (TDS) (新規4台) ③ 旅券読取装置 (パスポートリーダー) (新規24空港)
 ② 不正薬物・爆発物探知装置 (イオンスキャン) (新規53台) ④ 空港監視カメラ (更新7空港) 等

64

輸出入申告官署の自由化等



○ 輸出入申告官署の自由化

- ・ 貨物の輸出入申告は、蔵置官署（貨物が置かれている場所を所轄する税関官署）に対して行うことが原則。他方、通関の適正性及び業務処理の効率性を損なわない範囲で、貨物の場所に関わらず、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことを可能にすれば、貿易関係事業者の事務の効率化やコスト削減を図ることができ、貿易円滑化に資する。このため、蔵置官署に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、AEO事業者（輸出入者、通関業者）については、いずれの税関官署に対しても申告できることとする。

○ 通関業制度の見直し

- ・ 輸出入申告官署の自由化に伴い、通関業の営業区域制限を廃止する。併せて、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化等に対応するため、通関業制度の見直しを行う。

⇒ 上記改正について、関係する法律、政令及び省令を公布済（いずれも平成29年秋施行予定）

65

通関業者の在宅勤務（通達改正案）について

【検討の背景】

関税局が学識経験者等を委員として平成27年に開催した『申告官署の自由化・通関業制度のあり方に関する研究会』において、女性通関士が活躍できる環境を整備する観点から、在宅での通関業務が可能となるような方策の検討を要望する旨の意見が示されたことや、通関業界において在宅勤務への関心が高い状況にあることから、政府による女性の活躍やテレワークの推進等の背景も踏まえ、通関業務の在宅勤務が可能となる旨の通関業法基本通達改正案を作成し、パブリックコメントを実施（実施期間：2/7～3/8）。

【通達改正案】

○ 8—1(営業所の定義)に、在宅勤務に係るなお書きを追加

8—1 《前段省略》

なお、通関業者の通関業務に従事する通関士その他の通関業務従業者が情報通信機器を活用して、労働時間の全部又は一部において、自宅で業務に従事する勤務形態（以下「在宅勤務」という。）を導入する場合には、当該勤務場所（自宅）を当該従業者の所属する営業所の一部とみなすものとし、法第8条又は第9条に規定する手続は要しない。

○ 8—4(在宅勤務の開始又は終了の申出)を新設し、在宅勤務を行う場合の手続を規定

8—4 前記8—1なお書きの在宅勤務の開始又は終了に係る取扱いは、次による。

- (1) 通関業者の通関業務に従事する通関士その他の通関業務の従業者が在宅勤務を開始し、又は終了するときは、営業所の実態等を把握する必要があることから、当該従業者の氏名、住所、通関士又はその他の通関業務従業者の別及び当該通関士又は当該従業者が所属する営業所名を、当該営業所の所在地又は主たる営業所の所在地を管轄する税関の通関業監督官部門に「在宅勤務の開始・終了の申出書」(B-1113)により申し出させることとする。
- (2) 開始の申出を受けた際には、在宅勤務についての定めのある就業規則及び書類管理、情報セキュリティ等について定めのある社内管理規則等を具備していることを確認することとする。

66

AEO制度に係る状況



我が国の認定事業者(AEO: Authorized Economic Operator)制度

米国で発生した同時多発テロ以降、各国にて
国際物流におけるセキュリティ対策の強化

背景

国際競争力向上等のため
税関手続簡素化等の物流円滑化の推進

国際標準に則ったAEO制度を導入(平成18年3月)

- ・ 財務省・税関と民間事業者とのパートナーシップの構築
- ・ 国際物流の一層の円滑化とセキュリティ確保との両立
⇒ 我が国の国際競争力を強化 (その後、対象事業者、メリットを順次拡大)

AEO制度とは

1. AEO制度に参加する事業者は、自社が関与する物流において
 - ① 税関手続等に関する法令を遵守すること(コンプライアンス遵守)
 - ② 取扱貨物の安全を確保していること(セキュリティ管理)
を税関と共にあらかじめ確認(※1)

2. 税関は、AEO事業者に対して、適正な税関手続と貨物管理を行う者として、簡素化・迅速化した税関手続を提供(※2)

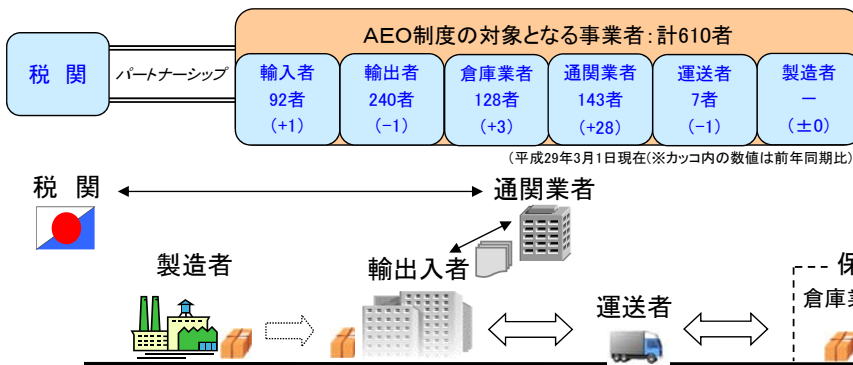
※1 AEO制度が求める具体的要件例

- 貨物、輸送、敷地等のセキュリティ確保
- 内部監査
- 委託先管理
- 税関との連絡体制、社内連絡体制
- 教育・訓練の体制

AEO事業者が取り扱う貨物には、「盗難・すり替え・差し込み」がされない体制整備が必要

※2 AEO事業者に対する緩和措置例

- 輸入手続: 貨物の国内到着前に輸入許可を受けることが可能
- 輸出手続: 貨物が自社倉庫等にある状態で輸出許可を受けることが可能
- 保税運送手続: 運送ごとの保税運送承認が不要
- 新たな保税蔵置場等を設置する場合、税関の許可が不要(税関への届出のみ)
- 税関に届け出た倉庫等における保税地域許可手数料が免除
- 通関業者は、特定の税関官署の管轄区域内に蔵置されている貨物について、予め選択した税関官署に輸出入申告を行うことが可能



我が国のAEO相互承認の現状



- AEO相互承認とは、相手国のAEO制度を相互に承認することにより、相手国のAEO事業者の輸出入貨物に対し、自国における通関手続を行う際に便益を与えることを認め、二国間の一層の安全かつ円滑な物流を目指す仕組み。
- 現在、我が国は米国、EUを含む8つの国・地域との間で相互承認に署名。
- 今後も、相手国・地域との経済的な結び付き等を考慮しつつ、相互承認の実施に向けた取組みを積極的に推進。

○ 相互承認一覧

締結年月	国	締結年月	国	締結年月	国
2007年6月	ニュージーランドー米国	2011年6月	日本ーシンガポール	2014年10月	メキシコー米国
2008年5月	日本ーニュージーランド	2012年5月	EUー米国	2014年12月	シンガポールー米国
2008年6月	カナダー米国	2012年5月	台湾ー米国	2015年3月	イスラエルー韓国
2008年6月	ヨルダンー米国	2012年6月	中国ーシンガポール	2015年4月	ドミニカ共和国ー韓国
2009年6月	日本ー米国	2013年7月	中国ー韓国	2015年6月	香港ータイ
2009年7月	EUーノルウェー	2013年7月	シンガポールー台湾	2015年10月	韓国ーインド
2009年7月	EUースイス	2013年10月	中国ー香港	2015年11月	スイスーノルウェー
2010年6月	日本ーカナダ	2013年11月	香港ーインド	2015年12月	ドミニカ共和国ー米国
2010年6月	カナダー韓国	2013年12月	イスラエルー台湾	2015年12月	韓国ー台湾
2010年6月	カナダーシンガポール	2014年2月	香港ー韓国	2016年3月	香港ーマレーシア
2010年6月	日本ーEU	2014年3月	韓国ーメキシコ	2016年5月	カナダーメキシコ
2010年6月	韓国ーシンガポール	2014年5月	中国ーEU	2016年7月	ニュージーランドー豪州
2010年6月	韓国ー米国	2014年6月	韓国ートルコ	2016年8月	日本ー香港
2011年1月	アンドラーEU	2014年6月	日本ーマレーシア	2016年12月	韓国ータイ
2011年5月	日本ー韓国	2014年6月	香港ーシンガポール	2017年1月	中国ースイス
2011年6月	韓国ーニュージーランド	2014年6月	イスラエルー米国		

AEO コンベンティアム(WCO策定:2016年改訂版)等を基に作成

税関における広報活動

- ▶ 関税政策及び税関行政に関する認知の向上、水際取締りに対する理解と協力を得ることを目的として広報活動を実施。
- ▶ 関係業界、関係取締機関と連携した広報や、ホームページ、ツイッター、フェイスブックを活用した広報を積極的に実施。



税関は、野生生物のミカタです。

税関職員によって救出された
コソメカワウソ

税関は、ワシントン条約に基づき、年間500件以上の野生生物の違法な輸出入を日本の水際で取り締まっています。
皆さまからの情報提供をお願いします。
密輸ダイヤル▶0120-461-961

私たちは、野生生物の密輸出入の取締りに応援しています。





© 2008 Wildlife Society and others under Fair Use license. Photo: David H. Freed. All rights reserved. 2008



CUSTOMS CONTROL

Fight against Terrorism

Importation of terrorism-related goods is prohibited by Customs Law.

Japan Customs
Japan Customs Web Site
http://www.customs.go.jp/english/index.html



違法薬物から、
あなたを守る。

税関
Japan Customs



あなたなら、
日本の屋しなら、
何を運びますか？

税関職員は、
あなたをサポートします。

税関職員は、
あなたをサポートします。

税関職員は、
あなたをサポートします。

税関
Japan Customs



この貨物...
いつもと違う？

まずは税関へ！

密輸ダイヤル 0120-461-961

税関職員は、
あなたをサポートします。

税関職員は、
あなたをサポートします。

税関職員は、
あなたをサポートします。

税関
Japan Customs